

十三年春正月。甲申朔庚子。三野縣主。內藏衣縫造二氏。賜姓曰連。丙午。天皇御于東庭。群卿侍之。時召能射人及侏儒。左右舍人等。射之。二月癸巳朔丙子。饗金主山於筑紫。庚辰。遣淨廣肆廣瀨王。小錦中大伴連安麻呂。及判官。錄事。陰陽師。工匠等於畿內。令視占應都之地。是日。遣三野王。小錦下采女臣筑羅等於信濃。令看地形。將都三地歟。三月癸未朔庚寅。吉野人宇閉真弓。貢白海石榴。辛卯。天皇巡行於京師。而定宮室之地。乙巳。金主山歸國。夏四月壬子朔丙辰。徒罪以下皆免之。甲子。祭廣瀨大忌神。龍田風神。辛未。小錦下高向臣麻呂。爲大使。小山下都努臣牛甘。爲小使。遣新羅。閏四月壬午朔丙戌。詔曰。來年九月必閱之。因以教三百寮之進止威儀。又詔曰。凡政要者軍事也。是以文武官諸人。務習用兵及乘馬。則馬兵。并當身裝束之物。務具儲足。其有馬者。爲騎士。無馬者。爲步卒。並當試練。以勿鄭於聚會。若忤詔旨。有不便馬兵。亦裝束有闕者。親王以下。逮于諸臣。並罰之。大山位以下者。可罰各之。可杖各之。其務習以能得業者。若雖死罪。則減二等。唯恃己才。以故犯者。不在赦例。又詔曰。男女並衣服者。有欄無欄。及結紐長紐。任意服之。其會縱橫。並任意也。別巫祝之類。不在結髮之例。壬辰。三野王等。進信濃國之圖。丁酉。設齋于宮中。因以赦有罪舍人等。乙巳。坐飛鳥寺僧福揚。以下獄。庚戌。僧福揚自刺頸而死。五月辛亥朔甲子。化來百濟僧尼。及俗人。男女并二十三人。皆安置于武藏國。戊寅。三輪引田君難波麻呂。爲大使。桑原連人足。爲小使。遣高麗。六月辛巳朔甲申。零之。秋七月庚戌朔癸丑。幸于廣瀨。戊午。祭廣瀨龍田神。壬申。彗星出于西北。長丈餘。冬十月己卯朔。詔曰。更改諸氏之族姓。作八色之姓。以混天下萬姓。一曰真人。二曰朝臣。三曰宿禰。四曰忌寸。五曰道師。六曰臣。七曰連。八曰稻置。是日。守山公。路公。高橋公。三國公。當麻公。茨城公。丹比公。猪名公。坂田公。羽田公。息長公。酒人公。山道公。十三氏。賜姓曰真人。辛巳。遣伊勢王等。定諸國界。是日。縣犬養連手繩。爲大使。川原連加尼。爲小使。遣耽羅。壬辰。逮于人定。大地震。舉國男女叫唱。不知東西。則山崩河涌。諸國郡官舍。及百姓倉屋。寺塔神社。破壞之類。不可勝數。由是。人民及六畜。多死傷之。時伊豫溫泉。沒而不出。土左國田苑五十餘萬頃。沒為海。古老曰。若是地動。未嘗有也。是夕。有鳴聲如鼓。聞于東方。有<sub>レ</sub>人曰。伊豆嶋西北二面。自然增益三百餘丈。更為一嶋。則如鼓音者。神造是嶋響也。甲午。諸王卿等賜祿。十一月戊申朔。大三輪君。大春日臣。阿倍臣。巨勢臣。膳臣。紀臣。波多臣。物部連。平群臣。雀部臣。中臣連。大宅臣。栗田臣。石川臣。櫻井臣。采女臣。田中臣。小舉田臣。穗積臣。山背臣。鳴君。小野臣。川邊臣。櫟井臣。柿本臣。輕部臣。若櫻部臣。高向臣。宍人臣。來自臣。犬上君。上毛野佐味君。道守臣。大野君。坂本臣。池田臣。玉手臣。笠臣。凡五十二氏。賜姓曰朝臣。庚戌。土左國司言。大潮高騰。海水飄蕩。由是。運調船多放失焉。戊辰昏時。七星俱流東北。則隕之。庚午日沒時。

星隕<sup>ニ</sup>東方。大如<sup>レ</sup>笠。逮<sup>ニ</sup>于戌時。天文悉亂。以星隕如<sup>レ</sup>雨。是月。有<sup>レ</sup>星孛<sup>ニ</sup>于中央。與<sup>ニ</sup>昴星<sup>ニ</sup>雙而行之。及<sup>ニ</sup>月盡失焉。十二月戊寅朔己卯。大伴連。佐伯連。阿曇連。忌部連。尾張連。倉連。中臣酒人連。土師連。掃目連。境部連。櫻井田部連。伊福部連。巫部連。忍壁連。草壁連。三宅連。兒部連。手織連。丹比連。輶丹比連。漆部連。大湯人連。若湯人連。弓削連。神服部連。額田部連。津守連。縣犬養連。稚犬養連。玉祖連。新田部連。倭文連。倭文此云之頭利。水連。凡海連。山部連。矢集連。狹井連。爪工連。阿刀連。茨田連。田目連。小子部連。菟道連。猪使連。海犬養連。間人連。春米連。美濃連。諸會臣。布留連。五十氏。賜<sup>レ</sup>姓曰<sup>ニ</sup>宿禰。癸未。大唐學生土師宿禰甥。白猪史實然。及百濟役時沒<sup>ニ</sup>大唐者。猪使連子首。筑紫三宅連得許。傳<sup>ニ</sup>新羅<sup>ニ</sup>至。則新羅遣<sup>ニ</sup>大奈末金物儒。送<sup>ニ</sup>甥等於筑紫。庚寅。除<sup>ニ</sup>死刑以下罪人。皆咸赦焉。是年詔。伊賀伊勢美濃尾張四國。自今以後。調年免<sup>レ</sup>役。役年免<sup>レ</sup>調。倭葛城下郡言。有<sup>ニ</sup>四足鷄<sup>ニ</sup>亦丹波國水上郡言。有<sup>ニ</sup>十二角犢。

**正訓** 十三年(一二四四)の春正月、甲申の朔の庚子の日(十七)、三野縣主、内藏衣縫造の一氏に、姓を賜ひて連と曰ふ。丙午の日(廿三)、天皇、東の庭に御ます。群卿・侍り。時に能射人および侏儒、左右の舍人等を召して射(なべ)す。一月癸巳の朔の丙子の日(廿四)、金主山に筑紫に饗たまふ。庚辰の日(廿八)、淨廣肆・廣瀬王、小錦中・大伴連安麻呂、及び判官・錄事、陰陽師(おうじ)、工匠等を畿内に遣はして、應に都をつくる應き地を視占め令せ給ふ。是日、三野王・小錦下・采女臣筑羅等

を信濃に遣して、地形を看せ令む。將に是地に都つくらむと欲す歟。三月癸未の朔の庚寅の日(八)、吉野の人宇門直・弓、白海石榴を貢る。辛卯の日(九)、天皇、京師を巡行して宮室之地を定め給ふ。乙巳の日(廿三)、金主山等國に歸りぬ。

夏四月、壬子の朔の丙辰の日(五)、徒罪より以下をば皆に免し給ふ。甲子の日(十三)、廣瀬大忌神・龍田風神を祭る。辛未の日(廿)、小錦下・高向臣・麻呂を大使とし、小山下・都努臣牛甘を小使と爲て新羅に遣し給ふ。閏四月、壬午の朔の丙戌の日(五)、詔して曰はく、「來年の九月に必ず閱しなむ」と、因りて以て百寮の進止・威儀を教ふ。又詔して曰はく、「凡そ政の要是軍事なり。是を以て文武官の諸人、務めて兵を用ひ馬に乗ることを習へ。則ち馬・兵、并に當身の裝束の物ども、務めて具に儲へ足せ。其の馬有らむ者は騎士と爲り、馬無き者は歩卒と爲り、並びに當に試み練へて、以て聚め會ふるに障ること勿れ。若し詔旨に忤ひて、馬・馬に不便あり、亦た裝束・闕くること有らむ者は親王より以下諸臣に逮ぶまでに、並に罰へしめむ。大山の位より以下の者は、罰ふ可さは之を罰へ、杖つ可さは之を杖たむ。其れ務め習ひて能く業を得たらむ者をば、若し死罪ありと雖も則ち一等を減さむ。唯し己が才を持みて、以て故に犯す者は赦(例に在らじ)。また詔して曰はく、「男、女、並びに衣服は欄有り、欄無し、及び結紐・長紐、任意に服よ。其の會集はらむ日に、欄衣を著て長紐を著けよ。唯し男子は圭有る冠を冠りて、括緒の褲を著よ。女の年四十より以上は、髪の結・結ばず。及び馬に乗る

こと縦横並びに任意なり。別に巫祝の類は結髪之例に在らじ」と。壬辰の日(十一)・三野王等・信濃國の圖を進る。丁酉の日(十六)・宮中に設齋す。因りて以て罪有る舍人等を赦さる。乙巳の日(廿四)・飛鳥寺の僧・福揚を坐ひて以て獄に下せり。庚戌の日(廿九)・僧・福揚・自ら頸を刺して死ぬ。五月・辛亥の朔の甲子の日(十四)・化來ける百濟の僧・尼、及び俗人、男・女并せて二十あまり三人皆な武藏國に安置らしむ。戊寅の日(廿八)・三輪引田君難波麻呂を大使と爲、桑原連人足を小使と爲て高麗に遣し給ふ。六月・辛巳の朔の甲申の日(四)・雲之秋七月・庚戌の朔の癸丑の日(四)・廣瀬に幸す。戊午の日(九)・廣瀬・龍田の神を祭る。壬申の日(廿三)・彗星西北に出づ。長(なが)一丈餘り。冬十月・己卯の朔の日、詔して曰はく「更に諸氏の族の姓を改めて、八色の姓を作りて以て天下の萬姓を混さむ。一に曰く真人、二に曰く朝臣、三に曰く宿禰、四に曰く忌寸、五に曰く道師、六に曰く臣、七に曰く連、八に曰く稽置」。是日、守山公、路公、高橋公、三國公、當麻公、茨城公、丹比公、猪名公、坂田公、羽田公、息長公、酒人公、山道公の十あまり三の氏に、姓を賜ひて真人と曰ふ。辛巳の日(三)・伊勢王等を遣して、諸國の界を定めしむ。是日、縣犬養連手繩を大使と爲、川原連・加尼を小使と爲て、耽羅に遣し給ふ。壬辰の日(十四)・人定(十時)に逮びて大地震。國舉りて男・女、叫唱不知東西。則ち山崩れ河涌き、諸國の郡の官舍、及び百姓の倉屋、寺塔、神社、破壊れし類ひ勝て數ふ可知り。是に由りて人民および六畜多に死傷はる。時に伊豫の温泉、没れて出でずなり、土左國のからず。是に由りて人

田苑五十萬頃あまり、沒れて海と爲れり。古老の曰らく「是の若きの地動ること、未だ曾て有らざるところ也」。是夕、鳴る聲あり。鼓の如くして東方に聞ゆ。人有りて曰へらく「伊豆島の西と北との二面自然に増益こと三百丈あまり。更に一の島を爲せり。則ち鼓の音の如くなりしは、神、是島を造らせる響なりけり」と。甲午の日(十六)・諸王卿等に祿を賜ふ。

十一月・戊申の朔の日、大三輪君、大春日臣、阿倍臣、巨勢臣、膳臣、紀臣、波多臣、物部連、平群臣、雀部臣、中臣連、大宅臣、栗田臣、石川臣、櫻井臣、采女臣、田中臣、小墾田臣、穗積臣、山背臣、鷗君、小野臣、川邊臣、櫟井臣、柿本臣、輕部臣、若櫻部臣、岸田臣、高向臣、宍人臣、來目臣、犬上君、上毛野君、角臣、星川臣、多臣、胸方君、車持君、綾君、下道臣、伊賀臣、阿閑臣、林臣、波彌臣、下毛野君、佐味君、道守臣、大野君、坂本臣、池田臣、玉手臣、笠臣、凡て五十あまり二氏に姓を賜ひて朝臣と曰ふ。

庚戌の日(三)・土左國司の言さく「大潮高く騰りて海水・飄蕩ふ。是に由りて調を運ぶ船、多に放失せぬ焉。戊辰の日(廿一)の昏時(午後)に、七の星、俱に東北の方に流れて則ち隕ちぬ。庚午の日(廿三)の日没時(午後)に、星、東の方に隕つ。大きさ兎の如し。戌時(午後)に逮りて天文、悉に亂れ、星の隕つること雨の如し。是月、星ありて中央に幸へり。昴星と雙びて行く。月盡に及びて失せぬ焉。十二月・戊寅の朔の己卯の日(二)・大伴連、佐伯連、阿曇連、忌部連、尾張連、倉連、中臣酒人

連・土師連・掃目連・境部連・櫻井田部連・伊福部連・巫部連・忍壁連・草壁連・三宅連・兒部連・手纏連・丹比連・鞆丹比連・漆部連・大湯人連・若湯人連・弓削連・神服部連・額田部連・津守連・縣犬養連・稚犬養連・玉祖連・新田部連・倭文連(倭文、此をば之頭於利と云ふ)・氷連・凡海連・山部連・矢集連・狹井連・爪工連・阿刀連・茨田連・田目連・小子部連・菟道連・猪使連・海犬養連・問人連・春米連・美濃連・諸會臣布留連の五十氏に、姓を賜ひて宿禰と曰ふ。癸未の日(六)、大唐の學生ども、土師宿禰・甥・白猪史・寶然、及び百濟の役の時に、大唐に没められし者、猪使連・子首、筑紫三宅連・得許、新羅より傳はりて至れり。則ち新羅・大奈末・金物儒を遣はして、甥等を筑紫に送れり。庚寅の日(十三)死刑(つるす)を除きて以下の罪人を皆な咸に赦し給ふ。是年、詔し給はく、「伊賀、伊勢、美濃、尾張の四國は、自今以後、調の年には役を免し、役の年には調を免さむ」と。倭の葛城下郡(今北葛城郡)より言さく「四足鶴はべり」。また丹波國の水上郡より言さく、「十あまり二の角ある犢はべり」。

【第四四六講】淨廣肆・廣瀬王 此の淨廣肆は、下の十四年に制められた爵位であるが、其を上に旋らして書かれたのである。徒罪 答・杖・徒・流・死の五罪の一で、杖より重く、流より軽い刑である。一年より三年に至るまで五等に分けて、其の期間勞役に従はしめ、以て其罪を贖はしむ。音讀して徒罪と云ふ。皆免之 扶桑略記に『十三年(甲申)天皇不豫云々』とある。是に依て斯く罪人を免し給へるのであらう。有レ襯・無レ襯 有襯は裾着之衣(直衣。縫腋の袍)で御味方に参りて功ありしこと壬申紀に見ゆ。故に其功に賞でて、此の詔を仰出されし御事と知られる。

十四年春正月丁未朔戊申、百寮拜朝庭。丁卯、更改爵位之號。仍增加階級。明位二階、淨位四階。每階有二大廣。並十二階。以前諸王已上之位。正位四階。直位四階。勤位四階。務位四階。追位四階。進位四階。每階有二大廣。并四十八階。以前諸臣之位。是日。草壁皇子尊。授淨廣壹位。大津皇子。授淨大貳位。高市皇子。授淨廣貳位。川嶋皇子。忍壁皇子。授淨大參位。自此以下。諸王諸臣等。增加爵位。各有差。二月丁丑朔庚辰。大唐人。百濟人。高麗人。并百四十七人。賜爵位。三月丙午朔己未。饗金物儒於筑紫。即從筑紫歸之。仍流著新羅人七口。附物儒還之。辛酉。京職大夫直大參巨勢朝臣辛檀努卒。壬申詔。諸國毎家。作佛舍。乃置佛像及經。以禮拜供養。是月。灰零於信濃國。草木皆枯焉。夏四月丙子朔己卯。紀伊國司言。牟婁湯泉沒而不出也。丁亥。祭廣瀬龍田神。壬辰。新羅人金主山歸之。庚子。始請僧尼。安居于宮中。五月丙午朔庚戌。射於南門。天皇幸于飛鳥寺。以珍寶奉於佛而禮敬。甲子。直大肆栗田朝臣真人。讓位于父。然勅不聽矣。是日。直大參當麻真人廣麻呂卒。以

壬申年之功。贈直大壹位。辛未。高向朝臣麻呂。都努朝臣牛飼等。至自新羅。乃學問僧。觀常。雲觀。從至之。新羅王獻物。馬二疋。犬三頭。鸚鵡二隻。鶴二隻。及種々寶物。六月乙亥朔甲午。大倭連。葛城連。凡川內連。山背連。難波連。紀酒人連。倭漢連。河內漢連。秦連。大隅直。書連。并十一氏。賜姓曰忌寸。秋七月乙巳朔乙丑。祭廣瀨龍田神。庚午。初定明位已下。進位已上之朝服色。淨位已上。並著朱華。朱華。此云波泥彌。正位深紫。直位淺紫。勤位深綠。務位淺綠。追位深蒲萄。進位淺蒲萄。辛未詔曰。東山道美濃以東。東海道伊勢以東。諸國有位人等。並免課役。八月甲戌朔乙酉。天皇幸于淨土寺。丙戌。幸于川原寺。施稻於衆僧。癸巳。遣耽羅使人等還之。九月甲辰朔壬子。天皇宴于舊宮安殿之庭。是日。皇太子以下。至于忍壁皇子。賜布各有差。甲寅。遣宮處王。廣瀨王。難波王。竹田王。彌努王。於京及畿內。各令校人夫之兵。戊午。直廣肆都努朝臣牛飼。爲東海使者。直廣肆石川朝臣虫名。爲東山使者。直廣肆佐味朝臣少麻呂。爲山陽使者。直廣肆巨勢朝臣栗持。爲山陰使者。直廣參路真人迹見。爲南海使者。直廣肆佐伯宿禰廣足。爲筑紫使者。各判官一人。史一人。巡察國司郡司。及百姓之消息。是月詔曰。凡諸歌男歌舞。笛吹者。卽傳己子孫。令習歌舞。辛酉。天皇御大安殿。喚王卿等於殿前。以令博戲。是日。宮處王。難波王。竹田王。三國真人友足。縣犬養宿禰大侶。大伴宿禰御行。境部宿禰石積。多朝臣品治。采女朝臣竹羅。藤原朝臣大島。凡十人。賜御衣袴。壬戌。皇太子以下。及諸王卿。并四十八人。賜熊皮。山羊皮。各有差。癸亥。遣高麗國使人等還之。丁卯。爲天皇體不豫之。三日。

誦經於大官大寺。川原寺。飛鳥寺。因以稻納三寺。各有差。庚午。化來高麗人等。賜祿各有差。冬十月癸酉朔丙子。百濟僧常輝。封三十戶。是僧壽百歲。庚辰。遣三百濟僧法藏。優婆塞益田直金鍾於美濃。令煎白朮。因以賜純綿布。壬午。遣輕部朝臣足瀬。高田首新家。荒田尾連麻呂於信濃。令造行宮。蓋擬幸東間溫湯。歟。甲申。以淨大肆泊瀬王。直廣肆巨勢朝臣馬飼。判官以下并二十人。任於畿内之役。己丑。伊勢王等。亦向于東國。因以賜衣袴。是月。說金剛般若經於宮中。十一月癸卯朔甲辰。儲用鐵一萬斤。送於周芳總令所。是日。筑紫大宰請儲用物。純一百疋。絲一百斤。布三百端。庸布四百常。鐵一萬斤。箭竹二千疋。仍送下於筑紫。丙午。詔四方國曰。大角小角。鼓吹幡旗。及弩拋之類。不應存私家。咸收于郡家。戊申。幸白錦後苑。丙寅。法藏法師。金鍾。獻白朮煎。是日。爲天皇招魂之。己巳。新羅遣波珍。食金智祥。大阿食金健勳。請政。仍進調。十二月壬申朔乙亥。遣筑紫防人等。飄蕩海中。皆失衣裳。則爲防人衣服。以布百五十端。給下於筑紫。辛巳。自西發之地震。丁亥。純綿布以。施大官大寺僧等。庚寅。皇后命以。王卿等五十五人。賜朝服各一具。

**正訓** 十四年(乙酉年)の春正月、丁未の朔の戊申の日(廿一)、百寮、拜朝廷す。丁卯の日(廿二)、更に爵位の號を改む。仍りて階級を增加ふ。明の位・二階、淨の位・四階、階毎に大と廣と有り。並に十二階。以前は諸王より已上の位なり。正の位・四階、直の位・四階、勤の位・四階、務の位・四階、追の位・四階進の位・四階、階毎に大と廣と有り。并せて四十あまり八階、以前は諸臣の位なり。

是日、草壁皇子尊に、淨の廣・壹の位を授け、大津皇子に淨の大・貳の位を授け、高市皇子に淨の廣・貳の位を授け、川嶋皇子、忍壁皇子に、淨の大・參の位を授け給ふ。此より以下の諸王、諸臣等に爵位を増加たまふこと各差あり。二月丁丑の朔の庚辰の日(四)、大唐人、百濟人、高麗人、并せて百四十七人に爵位を賜ふ。三月丙午の朔の己未の日(十四)、金物儒に筑紫に饗たまふ。即ち筑紫より歸りぬ。仍りて流れ著さし新羅の人七口を物儒に附けて還す。辛酉の日(十六)京職大夫・直參の位・巨勢朝臣辛檀努卒ぬ。壬申の日(廿七)詔し給はく、「諸國の家毎に佛舍を作りて、乃ち佛像および經を置きて、以て禮拜供養をせよ(一訓音讀、禮拜供養せよ)」。是月、灰信濃國に零り、草木皆に枯れぬ焉。

夏四月丙子の朔の巳卯の日(四)紀伊國司言さく「牟婁の湯泉、沒れて出でずなりぬ」と。丁亥の日(十二)廣瀬、龍田の神を祭る。壬辰の日(十七)新羅人金主山歸りぬ。庚子の日(廿五)始めて僧尼を請せて、宮の中に安居す。五月丙午の朔の庚戌の日(五)南門に射す。天皇飛鳥寺に幸して、珍寶を以て佛に奉りて禮敬ひ給ふ。甲子の日(十九)直大肆の位・栗田朝臣・真人、位を父に譲る、然れども詔して聽されず矣。是日、直大參の位・當麻真人・廣麻呂卒りぬ。壬申の年の功(いた)を以て、直大壹の位を贈ふ。辛未の日(廿六)高向朝臣麻呂、都努朝臣牛飼等、新羅より至る。乃ち學問僧・觀常、雲觀從ひて至れり。新羅の王の獻物・馬二疋、犬三頭、鸕鷀二隻、鵠。

## 二隻、及び種々の寶物あり。

六月乙亥の朔の甲午の日(廿)大倭連葛城連凡川内連山背連難波連紀酒人連倭漢連河内漢連秦連大隅直書連并せて十一氏に姓を賜ひて忌寸と曰ふ。  
秋七月乙巳の朔の乙丑の日(廿二)廣瀬、龍田の神を祭る。庚午の日(廿六)初めて明位より已下進位より已上の朝服の色を定め給ふ。淨位より已上は、並に朱華(朱華)此をば波泥孺と云ふ)を著よ。正位は深紫(深紫)直位は淺紫(淺紫)勤位は深綠(深綠)務位は淺綠(淺綠)追位は深蒲萄(深蒲萄)辛未の日(廿七)詔して曰はく「東山道の美濃より以東、東海道の伊勢より以東の諸國の有位人等、並に課役を免さむ」。八月甲戌の朔の乙酉の日(十二)天皇舊宮(舊宮)の安殿の庭に宴したまふ。是日、皇太子以下忍壁皇子に至るまでに、布を賜ふこと各差あり。甲寅の日(廿)耽羅に遣し、使人等還りぬ。九月甲辰の朔の壬子の日(九)天皇舊宮(舊宮)の安殿の庭に宴したまふ。是日、皇太子以下忍壁皇子に至るまでに、布を賜ふこと各差あり。甲寅の日(十一)宮處王、廣瀬王、難波王、竹田王、彌努王を、京および畿内に遣し給ひて、各・人夫の兵を校へ令む。戊午の日(十五)直廣肆肆の位佐味朝臣少麻呂を山陽の使者とし、直廣肆の位巨勢朝臣栗持を山陰の使者とし、直廣參肆の位路眞人迹見を南路の使者とし、直廣肆の位佐伯宿禰廣足を筑紫の使者とし、各判官一人、

史一人を率て、國司・郡司・及び百姓の消息を巡見せしめ給ふ。是日に詔して曰はく、「凡そ諸の歌男・歌女・笛吹は、即ち己が子孫に傳へて、歌うたひ笛ふくことを習は令めよ。」

辛酉の日(十八)天皇・大安殿に御しまして、王卿等を殿の前に喚して、以て博戯うた令め給ふ。是日、宮處王・難波王・竹田王・三國真人友足・縣犬養宿禰大倨・大伴宿禰御行・境部宿禰石積・多朝臣品治・采女朝臣竹羅・藤原朝臣大嶋・凡て十人に御衣・袴を賜へり。壬戌の日(十九)、皇太子より以下、及び諸王卿・并せて四十八人に熊の皮・山羊の皮を賜ふ。各差あり。癸亥の日(廿)、高麗國に遣し、使人等・還りぬ。丁卯の日(廿四)天皇・體不豫し給ふ爲に、三日の間、經(のみ)を大官大寺・川原寺・飛鳥寺に誦ましむ。因て稻を以て三の寺に納めしむること、各差あり。庚午の日(廿七)、化來ける高麗人等に祿を賜ふ、各差あり。

冬十月、癸酉の朔の丙子の日(四)百濟の僧・常輝に三十戸を封し給ふ。是の僧・壽(ないのち)百歳なり。庚辰の日(八)百濟の僧・法藏・優婆塞・益田金鍾を美濃に遣して、白朮を煎ら令む。因りて以て純綿布を賜ふ。壬午の日(十)輕部朝臣・足瀬・高田首・新家・荒田尾連・麻呂を信濃に遣して、行宮を造ら令め給ふ。蓋し東間溫湯に幸さむと擬せる歟。甲申の日(十二)淨大肆の位・泊瀬王・直廣肆の位・巨勢朝臣馬飼・判官より以下并せて二十人を以て、畿内の役に任し給ふ。己丑の日(十一)伊勢王等も亦た東國に向く。因て以て衣・御袴を賜ふ。是月、金剛般若經を宮中に説かしめ給ふ。十一月、癸卯の

朔の甲辰の日(二)儲用の鐵・一萬斤を周芳の總令の所に送す。是日、筑紫の大宰・儲用の物、純一百疋・絲一百斤・布三百端・庸布四百疋・鐵一萬斤・箭竹二千疋を請す。仍ち筑紫に送下はさる。丙午の日(四)四方國に詔して曰はく、「大角・小角・鼓・吹・幡旗・及び胥・拋の類は私の家に存くべからず。咸に郡家に收めよ。」戊申の日(六)白錦の後苑に幸す。丙寅の日(廿四)法藏法師・金鍾・白朮の煎を獻る。是日、天皇の爲に招魂つかへまつる。己巳の日(廿七)新羅より波珍浪金智祥・大阿浪・金健勳を遣はして政を請し、仍りて進調る。

十二月、壬申の朔の乙亥の日(四)筑紫に遣はし、防人等、海中に飄蕩ひて皆に衣裳を失へり。則ち防人の衣服の爲に、布四百あまり五十疋を以て筑紫に給下はさる。辛巳の日(十)西の方より發りて地震。丁亥の日(十六)純綿・布を以て、大官大寺の僧等に施り給ふ。庚寅の日(十九)皇后の命を以て、王卿等五十あまり五人に、朝服おのく一具を賜へり。

【第四四七講】明位二階 明大一位・明廣一位。明大二位・明廣二位。是れ二階である。淨位四階 淨大一位・淨廣一位。淨大二位・淨廣二位。淨大三位・淨廣三位。淨大四位・淨廣四位。是れ四階である。以下皆是に倣つて知るべきである。灰零於信濃國一 淺間山・又は燒岳などの噴火したのである。安居 第四五講に出づ。朱華 萬葉集、卷十二に『唐棣花色の移ろひ安き情あれば云々』とあり。唐棣花は爾雅に『陸機云。郁李也。一名雀梅。其花或白。或赤。六月中熟。大如李子。可食。』とある。此處は其の朱色を云ふ。さて此時は朱華を紫の上に置かれたが、後の令制には反対になつた。

**蒲萄** 衣服令義解に、『蒲萄者。紫色之尤淺者也。』とある。俗には音讀して蒲萄色と云ふ。東山道美濃以東云々 通釋に、『是等の諸國に限りて、課役を免し給ふ意知り難し。』とある通り明かでないが、今按するに、次の持統紀にも、『天皇、難道伊勢以東の諸士、多く御味方に馳參じて忠勤を勵んだ事であるから、其等の功勞者には既に其々位をも授け給ひし御事と知られる。されば今、其等の有レ位人等に對して、更に課役を免じ給へるので有らう。なほ前年（四四）の最終の詔をも併せ考ふべきである。歌男・歌女・笛吹者 四年二月紀に『能歌男女』とあるのは所謂る素人の嗜好者であるが、茲なるは世襲の業としたる雅樂の家々の歌男歌女等を云ふ。通釋に、『此頃既に唐樂盛にして、我國の古風の歌舞は漸く衰へたる故なるべし。』とある。博戯 令義解に、『博戯者。雙六・樗蒲之屬。』とある。優婆塞 出家せずして佛門に入りたる男子を優婆塞（信士と譯す）と云ひ、女子を優婆夷（信女）と云ふ。共に梵語である。令煎白朮 白朮は藥草である。倭名鈔に『朮・乎介良。』萬葉十四には宇家良と詠んである。本草綱目に、『朮。氣味甘溫。無レ毒。主治風寒濕痺・死肌瘻疽。止汗除熱。消食。作煎餌久服。輕身延年不レ饑。』と見え、圖經に、『勧取生朮。去レ土。水浸再三。煎如飴糖。酒調飲之更善。』とある。即ち御藥の料に、白朮を煎じて飴糖の如く練らしめ給へるのである。東間温泉 和名抄『信濃國筑摩郡（豆加萬）。』今、同郡の松本市外に、浅間温泉、山邊温泉などがある。但し行宮と覺しき蹟は無い。箭竹 倭名抄（征戰部）に『笑。其體曰箭。夜加良。』箭幹の義である。武烈紀の歌に見える。大角 大角は螺角、即ち今謂ふ法螺の貝である。さて波羅（法螺）の語原は、吹くに鳴る音を以て名とす。小角 管の義、即ち笛（軍）で、大角も小角も共に征戰具である。白朮煎 訓は白朮之練の義である。是日爲天皇招魂之 是日云々は、法藏と金鍾との兩人が、白朮煎を獻

れる日に、偶然に搗合つて招魂の祈が行はれたので、白朮煎と招魂とは更に相關らざる文である。然るに重胤氏が『白朮煎は此日の招魂の禁厭の料に爲たのである。』と云へるのは謬見である。さて招魂は、御魂を振興して、威勢を差け促すを云ふ。即ち鎮魂祭（臨時祭式に、鎮魂祭を大御靈振と訓めり）に同じ。鎮魂の文字は、令義解に、『離遊の運魂を招き、身體の中府に鎮む。故に鎮魂と云ふ。』とある。尙ほ此祭に猿女君氏の預れる由は、神代紀第八七講に註した。

朱鳥元年春正月壬寅朔癸卯。御ニ大極殿。而賜ニ宴於諸王卿。是日詔曰。朕問ニ王卿。以ニ無端事。仍對言得實。必有賜。於是高市皇子。被レ問以レ實對。賜ニ葵揩御衣三具。錦袴二具。并純二十疋。絲五十斤。綿百斤。布一百疋。伊勢王亦得レ實。即賜ニ皂御衣三具。紫袴二具。純七疋。絲二十斤。縣四十屯。布四疋。是日。攝津國人百濟新興。獻ニ白瑪瑙。庚戌。請ニ三綱律師。及大官大寺知事佐官。并九僧。以ニ俗供養一養之。仍施ニ純絲布。各有差。辛亥。諸王卿。各賜ニ袍袴一具。甲寅。召ニ諸才人博士。陰陽師。醫師者。并廿餘人。賜ニ食及祿。乙卯酉時。難波大藏省失火。宮室悉焚。或曰。阿斗連藥家失火之。引及ニ宮室。唯兵庫職不焚焉。丁巳。天皇御ニ於大安殿。喚ニ諸王卿。賜レ宴。因以賜ニ純絲布。各有差。是日。問ニ群臣。以ニ無端事。則當時得レ實。重給ニ綿純。戊午。宴ニ後宮。己未。朝廷大飾。是日。御ニ御窟殿前。而倡大伴宿禰麻呂。直大肆藤原朝臣大嶋。直廣肆堺部宿禰鯛魚。直廣肆穗積朝臣虫麻呂等。于筑紫。二月辛未朔甲戌。御ニ大安殿。侍臣六人授ニ勤位。乙亥。勅選ニ諸國司有功者九人。授ニ勤位。三月辛丑朔丙午。大辨

官直大參羽田真人八國病。爲之度僧三人。庚戌雪之。乙丑。羽田真人八國卒。以壬申年之功。贈直大壹位。夏四月庚午朔丁丑。侍醫桑原村主訶都。授直廣肆。因以賜姓曰連。壬午。爲齋新羅客等。運川原寺伎樂於筑紫。仍以皇后宮之私稻五千束。納于川原寺。戊子。新羅進調。從筑紫。貢上細馬一疋。驃一頭。犬二狗。鏤金器。及金銀。霞錦。綾羅。虎豹皮。及藥物之類。并百餘種。亦智祥健勳等別獻物。各有數。丙申。遣多紀皇女。山背姬王。石川夫人於伊勢神宮。五月庚子朔戊申。多紀皇女等。至自伊勢。是日。侍醫百濟人億仁。病之臨死。則授勳大壹位。仍封一百戶。癸丑。勅之。大官大寺封七百戶。乃納稅三十萬束。丙辰。官人等增加爵位。癸亥。天皇體不安。因以於川原寺。說藥師經。〔請僧尼〕安居于宮中。戊辰。饗金智祥等於筑紫。賜祿各有差。卽從筑紫退之。是月。勅遣左右大舍人等。掃清諸寺堂塔。則大赦天下。囚獄已空。六月己巳朔。櫻本村主勝麻呂。賜姓曰連。仍加勳大壹位。封三十戶。庚午。工匠。陰陽師。侍醫。大唐學生。及一二官人。并三十四人。授爵位。乙亥。選諸司人等有功二十八人。增加爵位。戊寅。卜天皇病。祟草薙劍。卽日。送置于尾張國熱田社。庚辰零之。甲申。遣伊勢王。及官人等於飛鳥寺。勅衆僧曰。近者朕身不和。願賴三寶之威靈。以身體欲得安和。是以僧正僧都及衆僧。應誓願。則奉珍寶於三寶。是日。三綱律師。及四寺和上。知事。并現有師位僧等。施御衣御被各一具。丁亥。勅遣三百官人等於川原寺。爲燃燈供養。仍大齋之悔過也。丙

申。法忍僧。義照僧。爲養老。各封三十戶。庚寅。名張厨司災之。秋七月己亥朔庚子。更勅男夫著脛裳。婦女垂髮于背。猶如故。是日。僧正僧都等。參赴宮中。而悔過矣。辛丑。詔諸國大解除。壬寅。半減天下之調。仍悉免徭役。癸卯。奉幣於居紀伊國國懸神。飛鳥四社。住吉大神。丙午。請一百僧。讀金光明經於宮中。戊申。雷光南方。而一大鳴。則天災於民部省藏庸舍屋。或曰。忍壁皇子宮失火。延燒民部省。癸丑。敕曰。天下之事。不問大小。悉啓于皇后及皇太子。是日大赦之。甲寅。祭廣瀨龍田神。丁巳。詔曰。天下百姓。由貧乏。而貸稻及貨財者。乙酉年十二月三十日以前。不問公私。皆免原。戊午。改元曰朱鳥元年。朱鳥。此云阿訶美音利。仍名宮。曰飛鳥淨御原宮。丙寅。選淨行者七十人。以出家。乃設齋於宮中御窟院。是月。諸王臣等。爲三天皇造觀音像。則說觀世音經於大官大寺。八月己朔。爲三天皇度八十僧。庚午。度僧尼并一百。因以坐三百菩薩於宮中。讀觀音經二百卷。丁丑。爲三天皇體不豫。祈于神祇。辛巳。遣秦忌寸石勝。奉幣於土左大神。是日。皇太子。大津皇子。高市皇子。各加封四百戶。川島皇子。忍壁皇子。各加二百戶。癸未。芝基皇子。磯城皇子。各加二百戶。己丑。檜隈寺。輕寺。大窪寺。各封三百戶。限三十年。辛卯。巨勢寺封二百戶。九月戊戌朔辛丑。親王以下逮于諸臣。悉集川原寺。爲三天皇病。誓願云々。丙午。天皇病遂不差。崩于正宮。戊申。始發哭。則起殯宮於南庭。辛酉。殯于南庭。卽發哀。當是時。大津皇子。謀反於皇太子。甲子平旦。諸僧尼發哭於殯庭。乃退之。是日。肇淮奠卽誄之。第一大海宿禰葛蒲。誄壬生事。次淨大肆伊勢王。誄諸王事。次直大

參縣大養宿禰大伴。總誅二宮内事。次淨廣肆河内王。誅二左右大舍人事。次直大參當摩真人國見。誅二左右兵衛事。次直大肆采女朝臣筑羅。誅二內命婦事。次直廣肆紀朝臣眞人。誅二膳職事。乙丑。諸僧尼亦發二哭於殯庭。是日。直大參布勢朝臣御主人。誅二太政官事。次直廣參石上朝臣麻呂。誅二法官事。次直大肆大三輪朝臣高市麻呂。誅三理官事。次直廣參大伴宿禰安麻呂。誅二大藏事。次直大肆藤原朝臣大嶋。誅二兵政官事。丙寅。僧尼亦發哀。是日。直廣肆阿倍久努朝臣麻呂。誅二刑官事。次直廣肆紀朝臣弓張。誅二民官事。次直廣肆穗積朝臣虫麻呂。誅二諸國司事。次大隅阿多隼人。及倭河内馬飼部造。各誅之。丁卯。僧尼發哀之。是日。百濟王良虞。代三百濟王善光而誅之。次國々造等。隨二參赴。各誅之。仍奏二種々歌舞。  
**正訓** 朱鳥の元年（丙戌年）の春正月、壬寅の朔の癸卯の日（二）、大極殿に御しまして、宴を諸王卿に賜ふ。是日、詔して曰はく、「朕、諸王卿に問ふに無端事を以てせむ。仍りて對へ言すに誠を得たらむには、必ず賜あらむ」と。於是、高市皇子、問はれ給ふに實を以て對へましゝかば、葵摺の御衣・三具、錦の袴・二具、弁に純・二十疋、絲五十斤、綿百斤、布一百疋を賜ふ。伊勢王も亦た實を得たり。即ち皂の御衣・三具、紫の袴・二具、純・七疋、絲二十疋、綿四十屯、布四十疋を賜へり。是日、攝津國の人百濟新興、白瑪瑙を獻る。

庚戌の日（九）、三綱（人）律師（人）及び大官大寺の知事（人）佐官（人）并せて九の僧を請せて、俗の供養を以て養き。仍りて純、綿、布を施り給ふこと各差あり。辛亥の日（十）、諸王卿に各袍袴・一具を賜しまして、諸王卿を喚して宴を賜ふ。因りて以て、純、綿、布を賜ふこと各差あり。是日、群臣に問はせ給ふに無端事を以てし給ふ。則ち當時に實を得たるには、重ねて綿、純を給へり。戊午の日（十七）、後宮に宴し給ふ。己未の日（十八）、朝廷に大に飾す。是日、御窟殿の前に御しまして、倡優等に祿を賜ふこと各差あり。亦た歌人等に袍袴を賜へり。庚申の日（十九）、地震。是月、新羅の金智祥に、饗たまはむ爲に、淨廣肆の位・堺部宿禰鯛魚、直廣肆の位・川内王、直廣參の位・大安殿に御しまして、侍臣・六人に勤の位を授け給ふ。乙亥の日（五）勅して諸國の司の功ある者・九人を選びて、勤の位を授け給ふ。三月、辛丑の朔の丙午の日（六）大辨官・直大參の位・羽田真人八國病す。之が爲に僧三人を度せしむ。庚戌の日（十）雪ふる。乙丑の日（廿五）羽田真人八國・卒ぬ。壬申年の功を以て、直大壹の位を贈ふ。  
**日記** 夏四月、庚午の朔の丁丑の日（四）大安殿に御しまして、侍・醫・桑原村主・詞都に、直廣肆の位を授け給ふ。因て以て姓を賜ひて連と曰ふ。壬午の日（十三）新羅の客等に饗たまはむ爲に、川原寺の伎樂を筑紫に運

べり。仍て皇后宮の私稻五千束を以て川原寺に納む。戊子の日(十九)・新羅の進調を以て筑紫より貢上る。細馬一疋、驃一頭・犬二狗、鏤金器及び金・銀、霞錦綾・羅、虎豹の皮、及び薬物の類并せて百餘種。亦た智祥、健勳等が別に獻れる物、金・銀、霞錦綾・羅、金器。

屏風、鞍皮、絹・布、藥物の類、各六十餘種。別た皇后・皇太子、及び諸の親王等に獻れる物、各數あり。丙申の日(廿七)・多紀皇女、山背姫王、石川夫人を伊勢神宮に遣はし給ふ。

五月の庚子の朔の戊申の日(九)・多紀皇女等、伊勢より至りぬ。是日、侍醫・百濟人億仁、病して臨死。則ち勤大壹の位を授げ、仍て一百戸を封す。癸丑の日(十四)・勅して大官大寺に七百戸を封す。乃ち稅三十萬束を納む。丙辰の日(十七)・官人等に爵位を増加たまふ。癸亥の日(廿四)・五月の庚子の朔の戊申の日(九)・多紀皇女等、伊勢より至りぬ。是日、侍醫・百濟人億仁、病して臨死。則ち勤大壹の位を授げ、仍て一百戸を封す。癸丑の日(十四)・勅して大官大寺に七百戸を封す。乃ち稅三十萬束を納む。丙辰の日(十七)・官人等に爵位を増加たまふ。癸亥の日(廿四)・

戊辰の日(廿九)・金智祥等に筑紫に饗たまはり、祿を賜ふこと各差あり。即ち筑紫より退りぬ。是の月、左右の大合人等を遣て、諸寺の堂塔を掃清め遣め、則ち天下に大赦し給ふ。囚獄已に空し。

六月、己巳の日の朔、槐下村主・勝麻呂に、姓を賜ひて連と曰ふ。仍りて勤大壹の位を加へ、二十戸

を封す。庚午の日(三)・工匠・陰陽師・侍醫・大唐の學生・及び一二の官人、并せて三十四人

に爵位を授け給ふ。乙亥の日(七)・諸の司人等の功あるもの二十餘り八人を選びて、爵位を増加たまふ。

秋七月、己亥の朔の庚子の日(二)・更に勅し給はく、「男夫は脛裳を著け、婦女は垂髪子背すること、猶ほ故の如くなるべし」と。是日、僧正・僧都等、宮中に参赴きて悔過す矣。辛丑の日(一)・諸國に詔して、大に解除す。壬寅の日(四)・天下の訓を半減し、仍ほ悉に僧行役(えだ)を免し給ふ。癸卯の日(五)・紀伊國に居す國懸神・飛鳥の四社・住吉大神たちに奉幣る。丙申の日(廿八)・法忍僧・義照僧に、老を養はむ爲に各三十戸を封す。庚寅の日(廿二)・名張の厨司に災之。

秋七月、己亥の朔の庚子の日(二)・更に勅し給はく、「男夫は脛裳を著け、婦女は垂髪子背すること、猶ほ故の如くなるべし」と。是日、僧正・僧都等、宮中に参赴きて悔過す矣。辛丑の日(一)・諸國に詔して、大に解除す。壬寅の日(四)・天下の訓を半減し、仍ほ悉に僧行役(えだ)を免し給ふ。癸卯の日(五)・紀伊國に居す國懸神・飛鳥の四社・住吉大神たちに奉幣る。丙申の日(廿八)・法忍僧・義照僧に、老を養はむ爲に各三十戸を封す。庚寅の日(廿二)・名張の厨司に災之。

秋七月、己亥の朔の庚子の日(二)・更に勅し給はく、「男夫は脛裳を著け、婦女は垂髪子背すること、猶ほ故の如くなるべし」と。是日、僧正・僧都等、宮中に参赴きて悔過す矣。辛丑の日(一)・諸國に詔して、大に解除す。壬寅の日(四)・天下の訓を半減し、仍ほ悉に僧行役(えだ)を免し給ふ。癸卯の日(五)・紀伊國に居す國懸神・飛鳥の四社・住吉大神たちに奉幣る。丙申の日(廿八)・法忍僧・義照僧に、老を養はむ爲に各三十戸を封す。庚寅の日(廿二)・名張の厨司に災之。

秋七月、己亥の朔の庚子の日(二)・更に勅し給はく、「男夫は脛裳を著け、婦女は垂髪子背すること、猶ほ故の如くなるべし」と。是日、僧正・僧都等、宮中に参赴きて悔過す矣。辛丑の日(一)・諸國に詔して、大に解除す。壬寅の日(四)・天下の訓を半減し、仍ほ悉に僧行役(えだ)を免し給ふ。癸卯の日(五)・紀伊國に居す國懸神・飛鳥の四社・住吉大神たちに奉幣る。丙申の日(廿八)・法忍僧・義照僧に、老を養はむ爲に各三十戸を封す。庚寅の日(廿二)・名張の厨司に災之。

赦し給ふ。甲寅の日(十六)廣瀬・龍田の神を祭る。丁巳の日(十九)詔して曰はく「天下の百姓の貧乏に由りて、稻および貨財を貸せる者は、乙酉年(昨)の十二月の三十日より以前は、公私を問はずして皆免原」とのたまふ。

戊午の日(廿)元を改めて朱鳥元年(朱鳥)此をば阿詞美吉利と云ふと曰ふ。仍りて宮を名けて飛鳥淨見原宮と曰す。丙寅の日(廿八)淨行者七十人を選びて以て出家せしむ。乃ち宮中の御窟院に設齋す。是月諸王臣等、天皇の爲に觀音の像を造りて、則ち觀世音經を大官大寺に説かしむ。八月己巳の朔の日、天皇の爲に八十の僧を度す。庚午の日(二)僧尼并せて一百を度す。因て以て百はしらの菩薩(さ)を宮中に坐ゑて、觀音經二百卷を讀ましむ。丁丑の日(九)天皇の體不豫の爲に、神祇に祈りまつる。辛巳の日(十三)秦忌寸・石勝を遣して、土左大神に奉幣る。是日、皇太子、大津皇子、高市皇子に、おのく封・四百戸を加たまひ、川島皇子、忍壁皇子には各百戸を加たまふ。癸未の日(十五)芝基皇子、磯城皇子に各二百戸を加たまふ。己丑の日(廿二)檜隈寺・輕寺・大窪寺に各百戸を封し、三十年を限り給ふ。辛卯の日(廿三)巨勢寺に二百戸を封し給ふ。九月戊戌の朔の辛丑の日(四)親王より以下、諸臣に逮るまでに、悉に川原寺に集ひて、天皇の病の爲に誓願ふ云々。丙午の日(九)天皇の病遂に差え給はずして、正宮に崩ましぬ。戊申の日(十一)始めて發哭。則ち殯宮を南の庭に起つ。辛酉の日(廿四)南庭に殯して即ち發

哀是時に當りて大津皇子、皇太子謀反る。  
甲子の日(廿七)の平旦諸僧尼殯庭に發哭たてまつりて乃ち退之。是日肇めて奠進り、即ち誅あげ奉る。第一に大海宿禰・葛蒲、壬生の事を誅めます。次に淨大肆の位・伊勢王、諸王の事を誅めます。次に直大參の位・縣犬養宿禰・大伴、總て宮内の事を誅めます。次に淨廣肆の位・河内王、左右の大舍人の事を誅めます。次に直大參の位・當麻真人國見、左右の兵衛の事を誅めます。次に直大肆の位・采女朝臣筑羅、内命婦の事を誅めます。次に直廣肆の位・紀朝臣真人、膳職の事を誅めます。

乙丑の日(廿八)諸僧尼また殯庭に發哭たてまつる。是日、直大參の位・布勢朝臣御主人、太政官の事を誅めます。次に直廣參の位・石上朝臣麻呂、法官の事を誅めます。次に直大肆の位・大輪朝臣・高市麻呂、理官の事を誅めます。次に直大肆の位・藤原朝臣大嶋、兵政官の事を誅めます。次に直大肆の位・阿倍久努朝臣麻呂、刑官の事を誅めます。次に直廣肆の位・紀朝臣弓張、民官の事を誅めます。次に直大肆の位・大呂、諸國の司の事を誅めます。次に直大肆の位・阿多隼人及び倭・河内の馬飼部造、おのく誅めます。次に直大肆の位・阿多隼人及び倭・河内の馬飼部造、おのく誅めます。次に直廣肆の位・紀朝臣真人、膳職の事を誅めます。次に直大肆の位・藤原朝臣大嶋、兵政官の事を誅めます。次に直廣肆の位・紀朝臣弓張、民官の事を誅めます。次に直大肆の位・大呂、諸國の司の事を誅めます。次に直大肆の位・阿多隼人及び倭・河内の馬飼部造、おのく誅めます。次に直廣肆の位・紀朝臣真人、膳職の事を誅めます。是日、百濟王・良虞、百濟王・善光に代りて誅めます。次に國々の造等、

参赴るに隨ひて、各々、詠ます。仍りて種々の歌舞を奏する。

【第四四八講】朱鳥元年 此の年號の事は、下文の七月の條に見える。無端事 稲紀に、「兼方按するに今世の詠々歌。」とあるが、一説に「後世所謂る頓智問答ならむ。」と云へる説の方が至當であらう。樂指御衣 萬葉七に、「住吉の遠里小里の眞葉もて摺れる衣の盛り過ぎ去く」などあり。葉は萩である。皂御衣 栗色染である。三綱 僧正、僧都、小僧都を云ふ。宮室悉焚 第四五講の欲都難波の條を参照すべし。歌人 職員令に「雅樂寮・歌師四人。掌レ教ニ歌人・歌人三十人。」とある。御窟殿 通證に、「藍天石窟之遺象。」とある。伎樂 訓は吳の舞樂の器物である。官人等增加爵位 流布本に、官人を宮人（女官也）に誤る。今、江家古本、ト部本、黒羽本等に據て正した。因に云、女叙位は、持統紀五年を以て始とす。三寶之威靈 流布本に、災を以て誤る。江本に據て訂した。正字通に、災は靈の俗字也とある。四寺 按するに大官大寺、飛鳥寺、川原寺の三寺は確實であるが、餘の一寺は不明である。和尚に同じ。悔過 懺悔するを云ふ。名張厨司 伊賀國名張の厨司（御贊を奉る所）である。國懸神 紀伊國海草郡宮村 官幣 大社 國懸神宮。飛鳥四社 延喜式に『大和國高市郡・飛鳥坐神社・四坐。』とある。此社、上古には同郡の神奈備山に在つた事が日本紀略に見える。住吉大神 大阪市 大社 住吉神社。改元曰 朱鳥元年 改元の理由は此紀には洩れてゐるが、扶桑略記に「白鳳十五年（戊）。大和國進赤雉。仍七月改爲朱鳥元年。」とある。水鏡、吾妻鏡、皇年代記等に記せるも皆之に同じ。崩ニ于正宮 大日本史に「本書享年闕。一代要記。皇胤紹運錄。並曰壽六十五。」とある。大津皇子謀反 此事は持統紀に出づ。平旦 午前四時・五時である。詠壬生事 王生部（講に出づ）を代表して詠詞を奉讀したのである。詠諸王事 伊勢王が、諸王を代

表して詠を奏したのである。以下皆同じ。百濟王良虞 善光の子で、續紀に、「天平九年七月。散位從四位下・百濟王良虞卒。」とある。百濟王善光 百濟義慈王の子で、兄を豐璋と云ふ。既に天智紀三年に出づ。

## 日本書紀 卷第二十九 終

# 日本書紀

## 卷第三十

高天原廣野姬天皇 持統天皇

高天原廣野姬天皇。少名鷦野讚良皇女。天命開別天皇第二女也。母曰遠智娘。更名美野。天皇深沈有大度。天豐財重日足姬天皇三年。適天渟中原瀛真人天皇。爲妃。雖帝王女。而好禮節儉。有母儀德。天命開別天皇元年。生草壁皇子尊於大津宮。十年十月。從沙門天渟中原瀛真人天皇。入於吉野。避朝猜忌。語在天命開別天皇紀。天渟中原瀛真人天皇元年夏六月。從天渟中原瀛真人天皇。避難東國。鞠旅會衆。遂與定謀。廼命分敢死者數萬。置諸要害之地。秋七月。美濃軍將等。與大倭桀豪。共誅大友皇子。傳首詣不破宮。二年立爲皇后。皇后從始迄今。佐天皇一定天下。每於侍執之際。輒言及政事。多所毗祐。朱鳥元年九月戊戌朔丙午。天渟中原瀛真人天皇崩。皇后臨朝稱制。冬十月戊辰朔己巳。皇子大津。謀反發覺。逮捕皇子大津。并捕爲皇子大津所詐誤。直廣肆八口朝臣音樞。小山下壹伎連博德。與大舍人中臣朝臣臣麻呂。巨勢朝臣多益須。新羅沙門行心。及帳內礪杵道作等。三十餘人。庚午。賜死皇子大津於譯語田舍。時年二十四。妃皇女山邊。被髮徒跣。奔赴殉焉。見者皆歎歎。皇子大津。天

渟中原瀛真人天皇第三子也。容止端岸。音辭俊朗。爲天命開別天皇所愛。及長辨有才學。尤愛文筆。詩賦之興。自大津始也。丙申詔曰。皇子大津謀反。詐誤吏民帳內不得已。今皇子大津已滅。從者。當坐皇子大津者。皆赦之。但礪杵道作。流伊豆。又詔曰。新羅沙門行心。與皇子大津謀反。朕不忍加法。徙飛驛國伽藍。十一月丁酉朔壬子。奉伊勢神祠。皇女大來。還至京師。癸丑地震。十二月丁卯朔乙酉。奉爲天渟中原瀛真人天皇。設無遮大會於五寺。大官。飛鳥。川原。小墾田豐浦。坂田。壬辰。賜京師孤獨高年布帛。各有差。閏十二月。筑紫大宰獻三韓國高麗百濟新羅百姓男女。并僧尼六十二人。是歲。蛇犬相交。俄而俱死。

**正訓** 高天原廣野姬天皇は、少名は鷦野讚良皇女と云ふをす。天命開別天皇（智）の第一に當り給ふ。女也。母を遠智娘（更名は美野津子娘也）と曰す。天皇深沈にして大度。有せり。天豐財も。禮を好みて節儉（へりくだり）給ひ。母儀たる徳有ましき。天命開別天皇の元年に、草壁皇子避り給ふ。語は天命開別天皇の紀に在り。天渟中原瀛真人天皇の元年の夏六月に、天渟中原瀛真人天皇に從ひて、難を東の國に避り給ひ。旅を鞠ひ。衆を會へて、遂に與に謀を定め、廼ち命せて敢死者數萬を分りて、諸の要害之地に置き給ふ。秋七月、美濃の軍將等、大倭の桀豪と共に大友

皇子を誅して、首を傳へて不破宮に詣でぬ。一年に立ちて皇后と爲り給ふ。皇后、始より今に至る迄に、天皇を佐けて天下を定め、毎に侍執り給ふ際にも、輒ち言ふこと政事に及びて、毗け補ひ給ふところ多にましき。

朱鳥の元年<sup>（九月）</sup>の戌<sup>（九月）</sup>、朔の丙午<sup>（九月）</sup>、天渟中原瀛真人天皇崩り給ひ、皇后、臨朝稱制。冬十月の戊辰<sup>（十月）</sup>の朔の己巳<sup>（十一月）</sup>、皇子大津謀反とすること發覺れぬ。皇子大津を捕るに逮びて、并せて皇子大津の爲に詐誤れたる、直廣肆の位・八口朝臣音櫻・小山下壹伎連博德と、大舍人・中臣朝臣臣麻呂、巨勢朝臣多益須、新羅の沙門・行心及び帳内・礪杵道作等、三十餘人を捕へぬ。庚午の日<sup>（三月）</sup>、皇子大津を譯語田の舍に賜<sup>（ゆき）</sup>きて殉ませり。見る者皆な歔欷ぬ。皇子大津は天渟中原瀛真人天皇の第三に當り給ふ子也。容止・墻岸しくて、音辭俊朗なり。天命開別天皇に所愛たてまつり給ふ。長に及びて、辨しく才學有まし、尤文筆を愛み給へり。詩賦<sup>（とうふ）</sup>の興は、大津より始まれり。

丙申の日<sup>（廿九日）</sup>、詔して曰はく『皇子大津の謀反けむとするに詐誤れたる吏・民帳内は已む事を得す。今、皇子大津已に滅びぬ。從者常に皇子大津に坐りし者をば皆之を赦すべし。但だ礪杵道作は伊豆に流せ』と。又詔して曰はく『新羅の沙門行心は、皇子大津の謀反けむとするに與せれども、朕、加法に忍びす』とのたまひて、飛驒國の伽藍に徒し給ふ。

#### 【第四四九講】

高天原廣野姫天皇

御名義は、總て彌廣く大きやかなる意の美稱である。持統 説文に、持握也。統紀

也。とある。鶴野讚良皇女此の御名は、河内國更荒郡、鶴野邑<sup>（此の地名は欽明紀廿三年の條に出づ。天皇の御母・遠智娘の父、蘇我石川麻呂の食邑なり。）</sup>に縁れる御名である。此の邑で生れ給へるのであらう。大津宮齊明紀七年三月の條に、『娜大津（筑前國博多）』とある、其處に

て草壁皇子を生ませ給へるならむと云ふ。廼命分敢死者數萬流布本に、命分を顛倒せり。今、ト部本に據る。大倭桀鳴呼惜哉、臨終一絶。金烏臨西舍。鼓聲催短命。泉路無賓主。此夕誰家向。』とあり。また萬葉三に、『大津皇子被レ死之時。磐余池波流涙御作歌。百傳ふ磐余池に鳴く鴨を今日のみ見てや雲隠りなむ。』とある。詩賦之興。自大津始通釋に『懷風藻に據るに、詩賦の興は大友皇子を以て始と申すべきなれど、皇子は半途にして早く神去り給ひ、大津皇子こ

れに繼ぎて、盛に其事を興し給ひしかば、其の盛なるに就きて、「自<sub>ニ</sub>大津始」と記しなるべし。』とある。新羅沙門行心謀反を挑唆し奉れる資僧である（前々條に見ゆ）。皇女大來 天武紀に、『天皇、太田皇女を納て、大來皇女と大津皇子とを生む』とある。さて萬葉集（卷）に據ると、始め大津皇子が不軌を企て給ひし時、大廟に祈願せむが爲め、竊かに伊勢へ赴いて、神宮に在す姉君（大來皇女）を訪はせられた事が見えるが、此時御兩人の間には、既に謀反への默契ありしものゝ如く、夜陰に紛れて大和へ歸り給ふ大津皇子を見送られし皇女の歌に、『吾が背子を大和へ遣ると小夜更けて、曉露に吾が立ち濡れし。』とある。還至<sub>ニ</sub>京師、大津皇子の事變ありしに因つて、大來皇女も齋宮を罷められ給へるのである。萬葉<sub>ニ</sub>に『大津皇子薨之後、大來皇女、從<sub>ニ</sub>伊勢齋宮上京之時御作歌。神風の伊勢の國にも有らましを何しか來けむ君も在らなく』に。』とあるのは此時の事である。大官<sub>ヲ</sub> 大官大寺である（第三九八講の百濟寺・参照）。流布本に、官を宮に語る。今、諸本に據て訂した。孤<sub>ス</sub> 六十六歳已下にして、父無きを孤と謂ふ、と令義解にある。獨<sub>ス</sub> 同書に、六十一歳以上にして子無きを獨と云ふとある。

元年春正月丙寅朔。皇太子率<sub>ニ</sub>公卿百寮人等、適<sub>ニ</sub>殯宮而慟哭焉。納言布勢朝臣御主人誅之。禮也。誅畢。衆庶發哀。次梵衆發哀。於是奉膳紀朝臣真人等奉<sub>レ</sub>奠。奠畢。膳部采女等發哀。樂官奏<sub>レ</sub>樂。庚午。皇太子率<sub>ニ</sub>公卿百寮人等、適<sub>ニ</sub>殯宮而慟哭焉。梵衆隨而發哀。庚辰。賜<sub>フ</sub>京師年自<sub>ニ</sub>八十二以上。及篤癃貧不能自存者純縣<sub>ヲ</sub>各有<sub>レ</sub>差。甲申。使<sub>ニ</sub>直廣肆田中朝臣法麻呂。與<sub>ニ</sub>追大貳守君苅田等。使<sub>ニ</sub>於新羅。赴<sub>ニ</sub>天皇喪。三月乙丑朔己卯。以<sub>ニ</sub>投化高麗五十六人。居<sub>ニ</sub>于常陸國。賦<sub>レ</sub>田受<sub>レ</sub>稟。使<sub>レ</sub>安<sub>ニ</sub>生業。甲申。以<sub>ニ</sub>華縵。進<sub>ニ</sub>于殯

宮。此曰<sub>ニ</sub>御蔭。是日。丹比真人麻呂誅之。禮也。丙戌。以<sub>ニ</sub>投化新羅人十四人。居<sub>ニ</sub>于下毛野國。賦<sub>レ</sub>田受<sub>レ</sub>稟。使<sub>レ</sub>安<sub>ニ</sub>生業。夏四月甲午朔癸卯。筑紫大宰。獻<sub>ニ</sub>投化新羅僧尼。及百姓男女二十二人。居<sub>ニ</sub>于武藏國。賦<sub>レ</sub>田受<sub>レ</sub>稟。使<sub>レ</sub>安<sub>ニ</sub>生業。五月甲子朔乙酉。皇太子率<sub>ニ</sub>公卿百寮人等、適<sub>ニ</sub>殯宮而慟哭焉。於是隼人大隅阿多魁帥。各領<sub>ニ</sub>己衆。互進誅焉。六月癸巳朔庚申。赦<sub>ニ</sub>罪人。秋七月癸亥朔甲子。詔曰。凡負債者。自<sub>ニ</sub>乙酉年以前物。莫<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>利也。若既役<sub>レ</sub>身者。不得<sub>レ</sub>役<sub>レ</sub>利。辛未。賞<sub>ニ</sub>賜隼人大隅阿多魁帥等三百三十七人。各有<sub>レ</sub>差。八月壬辰朔丙申。嘗<sub>ニ</sub>于殯宮。此日御<sub>ニ</sub>青飯<sub>一</sub>也。丁酉。京城耆老男女。皆臨慟<sub>ニ</sub>哭於橋西。己未。天皇使<sub>ニ</sub>直大肆藤原朝臣大嶋。直大肆黃書連大伴。請<sub>ニ</sub>集三百龍象大德等於飛鳥寺。奉<sub>ニ</sub>施袈裟入別一領。曰。此以<sub>ニ</sub>天渟中原瀛真人天皇御服。所<sub>ニ</sub>縫作<sub>一</sub>也。詔詞酸刻。不可<sub>ニ</sub>具陳。九月壬戌朔庚午。設<sub>ニ</sub>國忌齋於京師諸寺。辛未。設<sub>ニ</sub>齋於殯宮。甲申。新羅遣<sub>ニ</sub>王子金霜林。級粢金薩摹。及級粢仁述。大舍蘇陽信等。奏<sub>ニ</sub>請國政。且獻<sub>ニ</sub>調賦。學問僧智隆附而至焉。筑紫大宰。便告<sub>ニ</sub>天皇崩於霜林等。即日。霜林等皆著<sub>ニ</sub>喪服。東向三拜。三發哭焉。冬十月辛卯朔壬子。皇太子率<sub>ニ</sub>公卿百寮人等。并諸國司國造。及百姓男女。始築<sub>ニ</sub>大内陵。十二月辛卯朔庚子。以<sub>ニ</sub>直廣參路真人迹見。爲<sub>ニ</sub>饗<sub>ニ</sub>新羅客。勅使<sub>ニ</sub>。是年也太歲丁亥。二年春正月庚辛朔。皇太子率<sub>ニ</sub>公卿百寮人等、適<sub>ニ</sub>殯宮而慟哭焉。辛酉。梵衆發<sub>ニ</sub>哀於殯宮。丁卯。設<sub>ニ</sub>無遮大會於藥師寺。壬午。以<sub>ニ</sub>天皇崩。奉<sub>ニ</sub>宣新羅金霜林等。金霜林等。乃三發哭。二月庚寅朔辛卯。大宰獻<sub>ニ</sub>新羅調賦。金銀。絹布。皮。銅鐵之類。十餘物。并別所<sub>ニ</sub>獻<sub>ニ</sub>佛像。種々彩絹。鳥馬之類。十餘種。及

霜林所<sup>レ</sup>獻。金銀。彩色。種々珍異之物。并八十餘物。己亥。饗<sup>ニ</sup>霜林等於筑紫館。賜<sup>レ</sup>物各有<sup>レ</sup>差。乙巳詔曰。自今以後。每<sup>レ</sup>取<sup>ニ</sup>國忌日。要須<sup>レ</sup>齋也。戊午。霜林等罷歸。三月己未朔己卯。以<sup>ニ</sup>華綬進于殯宮。藤原朝臣大島誅焉。夏五月戊午朔乙丑。以<sup>ニ</sup>百濟敬須德那利。移<sup>ニ</sup>甲斐國。六月戊子朔戊戌。詔令<sup>ニ</sup>天下。繫囚極刑。減<sup>ニ</sup>本罪一等。輕繫皆赦除之。其令<sup>ニ</sup>天下皆半<sup>レ</sup>入今年調賦。秋七月丁巳朔丁卯。大霧。旱也。丙子。命<sup>ニ</sup>百濟沙門道藏。請雨。不<sup>ニ</sup>崇朝。遍雨<sup>ニ</sup>天下。八月丁亥朔丙申。嘗<sup>ニ</sup>于殯宮。而慟哭焉。於是大伴宿禰安麻呂誅焉。丁酉。命<sup>ニ</sup>淨大肆伊勢王。奉<sup>ニ</sup>宣葬儀。辛亥。耽羅王遣<sup>ニ</sup>佐平加羅。來獻<sup>ニ</sup>方物。九月丙辰朔戊寅。饗<sup>ニ</sup>耽羅佐平加羅等於筑紫館。賜<sup>レ</sup>物各有<sup>レ</sup>差。冬十一月乙卯朔戊午。皇太子率<sup>ニ</sup>公卿百寮人等。與<sup>ニ</sup>諸蕃賓客。適<sup>ニ</sup>殯宮。而慟哭焉。於是奉<sup>レ</sup>奠。奏<sup>ニ</sup>梧節舞。諸臣各舉<sup>ニ</sup>己先祖等所仕狀。遞進誅焉。己未。蝦夷百九十餘人。負<sup>ニ</sup>荷調賦。而誅焉。乙丑。布勢朝臣御主人。大伴宿禰御行。遞進誅焉。直廣肆當麻真人智德。奉<sup>レ</sup>誅<sup>ニ</sup>皇祖等之騰極次第。禮也。古云<sup>ニ</sup>日嗣<sup>ニ</sup>也。畢葬<sup>ニ</sup>于大內陵。十二月乙酉朔丙申。饗<sup>ニ</sup>蝦夷男女二百一十三人於飛鳥寺西櫻下。仍授<sup>ニ</sup>冠位。賜<sup>レ</sup>物各有<sup>レ</sup>差。

**正訓** 元年(丁亥年)の春正月の丙寅の朔の日、皇太子、公卿・百寮の人等を率て、殯宮に適<sup>マシテ</sup>して慟哭焉。納言・布勢朝臣御主人誅たてまつる。禮なり。誅まをし畢りて、樂庶・發哀。次に梵衆發哀。於是奉<sup>ニ</sup>膳・紀朝臣真人等・奠奉<sup>ル</sup>。奠たてまつること畢りて、膳部・采女等・發哀。樂官・樂奏<sup>ル</sup>。庚午の日(五)、皇太子、公卿・百寮の人等を率て、殯宮に適<sup>マシテ</sup>して慟哭焉。

梵衆隨ひて發哀。庚辰の日(十五)、京師の、年八十より以上、及び篤癃(びとく)、貧しくして自存こと能はぬ者に、縗(ふとぎぬ)綿を給ふこと各差あり。甲申の日(十九)、直廣肆の位。田中朝臣法麻呂と追大貳の位。守君茹田等とを新羅に使して、天皇の喪を赴げしむ。

三月、乙丑の朔の己卯の日(十五)、投稟<sup>ス</sup>を授ひて、生業を安らかならしむ。甲申の日(廿)、華綬を以て殯宮に進<sup>ム</sup>。此をば御蔭と曰ふ。是日、丹比真人・誅たてまつる。禮なり。丙戌の日、投化る高麗人・五十六人を以て常陸國に居らしめ・田を賦ひらしめ、田を賦ひ稟を受ひて生業を安らかならしめ給ふ。五月の甲子の日、丹比真人・誅たてまつる。是に隼人・大隅阿多の魁帥(ぱさう)おのの己が衆を領て、互に進みて誅まをす焉。六月、癸巳の朔の庚申の日(廿八)、罪人を赦し給ふ。

夏四月、甲午の朔の癸卯の日(十)、筑紫大宰より、投化る新羅の僧・尼、及び百姓の男女。一二二人を獻<sup>ル</sup>。武藏國に居らしめ、田を賦ひ稟を受ひて生業を安らかならしめ給ふ。五月の甲子の日、丹比真人・誅たてまつる。是に隼人・大隅阿多の魁帥(ぱさう)おのの己が衆を領て、互に進みて誅まをす焉。六月、癸巳の朔の庚申の日(廿八)、罪人を赦し給ふ。

秋七月、癸亥の朔の甲子の日(二)、詔して曰はく「凡そ負債者、乙酉の年(十四年)より以前の朔の乙酉の日(廿二)、皇太子、公卿・百寮の人等を率て、殯宮に適<sup>マシテ</sup>して慟哭する。是に隼人・大隅阿多の魁帥(ぱさう)おのの己が衆を領て、互に進みて誅まをす焉。八月、壬辰の朔の丙申の日(廿九)、罪人を赦し給ふ。

(日)殯宮に嘗す。此日、青飯御る。丁酉の日(六)、京城の耆老男、女、みな臨て橋の西に慟哭たてまつる。己未の日(廿八)天皇、直大肆の位・藤原朝臣大嶋と直大肆の位・黃書連大伴とをして、三百人の龍象しき大徳等を飛鳥寺に請せ集へ使め、袈裟をば人別に一領を奉施りて曰しく「此は天渟原瀛真人天皇の御服を以て縫作れる所なり」と。詔の詞酸刻し。具さに陳ぶべからず。九月壬戌の朔の庚午の日(九)國忌齋を京都の諸寺に設け給ふ。辛未の日(十)齋を殯宮に設け給ふ。甲申の日(廿三)新羅より王子・金霜林、級食・金薩摹、及び級食・金仁述、大舍・蘇陽信等を遣して國政を奏請り、且た調賦獻る。學問僧・智隆、附ひて至れり焉。筑紫大宰・便ち天皇の崩りましゝことを霜林等に告ぐ。即日霜林等、皆な喪服を著て、東に向きて三拜み・三發哭焉。冬十月辛卯の朔の壬子の日(廿二)、皇太子・公卿・百寮の人等ならびに諸國の司國造および百姓の男女を率ゐて、始めて大内陵を築かせ給ふ。十二月辛卯の朔の庚子の日(十一)直廣參の位・路真人迹見を以て新羅の客に饗たまふ勅使と爲す。是年・太歲丁亥。

二年(一三四八)の春正月、庚申の朔の日、皇太子・公卿・百寮の人等を率て殯宮に適てて慟哭焉。辛酉の日(二)梵衆・殯宮に發哀。丁卯の日(八)無遮大會を藥師寺に設け給ふ。壬午の日(廿三)天皇の崩りましゝことを以て、新羅の金霜林等に奉宣はしめ給ふ。金霜林等、乃ち三たび發哭る。一月庚寅の朔の辛卯の日(二)大宰・新羅の調賦を獻る。金銀・絹布・皮・銅・鐵の類・十種各差あり。乙巳の日(十六)詔して曰はく『自今以後、國忌日に取る毎に、要す齋す須し』と。戊午の日(廿九)霜林等罷り歸りぬ。三月己未の朔の己卯の日(廿二)華縵を以て殯宮に進る。藤原朝臣大島、誅たてまつる焉。夏五月戊午の朔の乙丑の日(八)百濟の敬須德那利を以て、甲斐のくにうつす。六月戊子の朔の戊戌の日(十二)詔して天下に令ち給はく『繫囚の極刑(じゆう)は本罪一等を減し、輕繫(とへびと)をば皆赦し除めよ。其れ天下を令て、皆な今年の調賦をば半ば入れ令めよ』。秋七月丁巳の朔の丁卯の日(十一)大霧す。旱すれば也。丙子の日(廿)百濟の沙門・道藏に命せて請雨せしむ。崇朝にもあらず、遍く天下に雨ふれり。八月丁亥の朔の丙申の日(十)殯宮に嘗たてまつりて慟哭焉。是に大伴宿禰安麻呂、誅たてまつる。丁酉の日(十一)淨大肆の位・伊勢王に命せて、葬儀を奉宣む。辛亥の日(廿五)耽羅の王・佐平・加羅を遣して、來りて方物を獻る。九月丙辰の朔の戊寅の日(廿三)耽羅の佐平・加羅等に、筑紫館に饗たまふ。物を賜ふこと各差あり。冬十一月乙卯の朔の戊午の日(四)皇太子・公卿・百寮の人等と諸蕃賓客とを率ゐて、殯宮に適でまして慟哭焉。是に奠(け)奉りて楯節舞を奏る。諸臣各己が先祖等の仕へまつれる状を舉げて、遞に進みて誅まをす。己未の日(五)蝦夷百九十餘人調賦を負荷ひて誅まをす焉。乙

丑の日(十一)。布勢朝臣御主人、大伴宿禰御行、遞に進みて詠まをす焉。直廣肆の位・當麻真人智德、皇祖等の騰極の次第を詠。奉る。禮なり。(古には日嗣と云ふ)畢に大内陵に葬しまつる。  
十二月、乙酉の朔の丙申の日(十二)、蝦夷の男・女・二百あまり十三人を飛鳥寺の西の楓の下に葬たまふ。仍りて冠位を授け、物賜ふこと各差あり。

【第四五〇講】詠之・禮也 布勢朝臣御主人が詠詞を奉讀した。是れ當日の主なる禮典(儀式)なり、との意である。  
華縵 通釋に、「内藏寮式・大神祭に忍冬花臺あり。また萬葉に櫻花臺、百合花臺などある類なり。時の花を以て麗はしく作りなせる縵を云ふ。佛家の華臺には非ず。」と云はれた。負債者 物の代を負へる者の意である。利子の代の義、利息である。龍象 智度論に、「龍象言其力大。」とある。茲は德高き法師を云ふ。(語義は第一四三講に註せり。) 酸刻詔詞の極みなく悲しきを云ふ。國忌日 先帝の崩御し給ひし日を國忌と云ふ。奉宣葬儀 御喪葬の儀式を掌る御事を命じ給へるのである。筑紫館 太宰府にある館である。楯節儀 職員令集解に、「雅樂寮別記云。楯臥舞・十人。五人土師宿禰。五人文忌寸等。右著レ甲持ニ刀楯。」とある。奉詠皇祖等之騰極次第。禮也 謄極次第は、御代御代の帝位知看し天皇の御事より、天武天皇の相承け給へる御來歴、御事績等を舉列ひて詠詞を奏し奉るを云ふ。「禮也」の意は初條に説けるに同じ。大内陵 諸陵式に、「檜隈大内陵。飛鳥淨御原宮御宇天武天皇。在ニ大和國高市郡・兆城東西五町。南北四町。陵戸五烟。」とある。(百練鈔に、「文暦二年三月廿日。大和國高市郡。天武天皇御陵。爲詳盡被穿鑿。」とあり。此事委しくは通釋に就て見るべし。)

三年春正月甲寅朔。天皇朝ニ萬國于前殿。乙卯。大學寮獻杖八十枚。丙辰。陸奥國優嗜曇郡城養蝦夷務大

肆脂利古男麻呂。與ニ鐵折。請下剔ニ鬢髮爲沙門。詔曰。麻呂等。少而閑雅寡欲。遂至ニ於此。蔬食持戒。可隨所請。出家修道。庚申。宴ニ公卿。賜ニ袍袴。辛酉。遣ニ新羅使人。田中朝臣法麻呂等。還自ニ新羅。壬戌。詔ニ出雲國司。上下悉遭ニ值風浪。蕃人上。是日。賜ニ越蝦夷沙門道信。佛像一軀。灌頂幡。鍾。鉢。各一口。五色綵。各五疋。綿五屯。布二十端。鍼一枚。鞍一具。筑紫大宰率栗田真人朝臣等。獻ニ隼人一百七十四人。并布五十疋。牛皮六枚。鹿皮五十枚。戊辰。文武官人進薪。己巳。賜ニ百官人等食。辛未。天皇幸ニ吉野宮。甲戌。天皇至ニ吉野宮。二月甲申朔丙申。詔。筑紫防人。滿ニ年限者替。己酉。以ニ淨廣肆竹田王。直廣肆土師宿禰根麻呂。大宅朝臣麻呂。藤原朝臣史。務大肆當麻真人櫻井。穗積朝臣山守。中臣朝臣臣麻呂。巨勢朝臣多益須。大三輪朝臣安麻呂。爲ニ判事。三月癸丑朔丙子。大赦天下。唯常赦所不<sub>レ</sub>免。不<sub>レ</sub>在ニ赦例。夏四月癸未朔庚寅。以ニ投化新羅人。居ニ于下毛野。乙未。皇太子草壁皇子尊薨。壬寅。新羅遣ニ級食金道那等。奉<sub>レ</sub>弔<sub>ニ</sub>瀛真人天皇喪。并上<sub>ニ</sub>送學問僧明聰。觀智等。別獻ニ金銅阿彌陀像。金銅觀世音菩薩像。大勢至菩薩像。各一軀。綵帛錦綾。甲辰。春日王薨。己酉詔。諸司仕丁。一月放<sub>ニ</sub>假四日。五月癸丑朔甲戌。令ニ土師宿禰根麻呂。詔ニ新羅弔使級食金道那等。曰。太政官卿等。奉<sub>レ</sub>勅奉宣。元年遣ニ田中朝臣法麻呂等。相告大行天皇喪。時新羅言。新羅奉<sub>レ</sub>勅人者。元來用ニ蘇判位。今將ニ復爾。由<sub>レ</sub>是法麻呂等。不得<sub>レ</sub>奉<sub>ニ</sub>宣赴告之詔。若言ニ前事<sub>ニ</sub>者。在昔難波宮治ニ天下。天皇崩時。遣ニ巨勢稻持等。告<sub>レ</sub>喪之日。翳<sub>ニ</sub>金春秋奉<sub>レ</sub>勅。而言用ニ蘇判<sub>ニ</sub>奉<sub>レ</sub>勅。即違ニ前事<sub>ニ</sub>也。又於ニ近江宮<sub>ニ</sub>治ニ天下。天皇崩時。

遣ニ一吉浪金薩摩等。奉レ弔。而今以ニ級食奉レ弔。亦違ニ前事。又新羅元來奏云。我國自ニ日本遠皇祖代。並レ舳不レ干レ機。奉仕之國。而今一艘。亦乖ニ故典也。又奏云。自ニ日本遠皇祖代。以ニ清白心仕奉。而不レ惟ニ竭レ忠宣ニ揚本職。而傷ニ清白。詐求ニ幸媚。是故調賦與ニ別獻。並封以還之。然自ニ我國家遠皇祖代。廣慈ニ汝等之德。不可レ絕之。故彌勤彌謹。戰々兢々。修ニ其職任。奉レ遵ニ法度者。天朝復益廣慈耳。汝道那等。奉ニ斯所。勅。奉ニ宣汝王。六月壬午朔。賜ニ衣裳筑紫大宰府等。癸未。以ニ皇子施基。直廣肆佐味朝臣宿那麻呂。羽田朝臣齊。齊此。云。牟五門。勤廣肆伊余部連馬飼。調忌寸老人。務大參大伴宿稱手拍。與ニ巨勢朝臣多益須等。拜下撰ニ善言司上。庚子。賜ニ大唐續守言。薩弘恪等稻。各有レ差。辛丑。詔ニ筑紫大宰粟田真人朝臣等。賜ニ學問僧明聰觀智等爲レ送。新羅師友。縣各一百四十屯。乙巳。於ニ筑紫小郡。設ニ新羅弔使金道那等。賜ニ學問僧明聰觀智等爲レ送。新羅師友。縣各一百四十屯。乙巳。於ニ筑紫小郡。設ニ新羅弔使金道藥師佛像。觀世音菩薩像。各一軀。鍾。娑羅。寶帳。香爐。幡等物。是日。新羅弔使金道那等罷歸。丙寅。詔ニ左右京職。及諸國司。築ニ習レ射所。辛未。流ニ僞兵衛河内國濱川郡人柏原廣山于土左國。以ニ追廣參。授下捉ニ僞兵衛廣山。兵衛生部連虎。甲戌。賜ニ越蝦夷八釣魚等物。各有レ差。魚。此。云。レ懸。八月辛巳朔壬午。百官會集於神祇官。而奉ニ宣天神地祇之事。甲申。天皇幸ニ吉野宮。丙申。禁斷漁獵於攝津國武庫海一千步內。紀伊國阿提郡那耆野二萬頃。伊賀國伊賀郡身野二萬頃。置ニ守護人。准ニ河内國大鳥郡高脚海。丁酉。賞ニ賜公卿。各有レ差。辛丑。詔ニ伊豫總領田中朝臣法麻呂等。曰。讚吉國御城郡。所レ獲白鷺。宜ニ放養。

焉。癸卯觀射。閏八月辛亥朔庚申。詔ニ諸國司曰。今冬戸籍可レ造。宜下限ニ九月。糺捉浮浪。其兵士者。每ニ於一國。四分而點ニ其一。令レ習ニ武事。丁丑。以ニ淨廣肆河内王。爲ニ筑紫大宰帥。授ニ兵仗。及賜レ物。以ニ直廣壹。授ニ直廣貳丹比真人島。增ニ封一百戶。通前。九月庚辰朔己丑。遣ニ直廣參石上朝臣麻呂。直廣肆石川朝臣虫名等於筑紫。給ニ送位記。且監ニ新城。冬十月庚戌朔庚申天皇幸ニ高安城。辛未。直廣肆下毛野朝臣子麻呂奏。欲レ免ニ奴婢陸佰口。奏可。十一月己卯朔丙戌。於市中褒美追廣貳高田首石成之閑ニ於三兵。賜レ物。十二月己酉朔丙辰。禁ニ斷雙六。

**正訓**  
三年(一二四九年)の春正月の甲寅の朔の日、天皇、萬國を前殿に朝しむ。乙卯の日(二)、大學寮杖八十枚を獻る。丙辰の日(三)、陸奥國の優嗜暴の郡の城養の蝦夷・務大肆の位・脂利古男麻呂と鐵折と、髡髮を剔りて沙門と爲らむことを請す。詔して曰はく、「麻呂等、少けれども閑雅にして欲する」とこと寡し。遂に此に至りて蔬食を食ひ、戒を持つ。隨所請。出家して道を修ふ可し。庚申の日(七)公卿を宴し給ひて袍袴を賜ふ。辛酉の日(八)、新羅に遣し、使人・田中朝臣法麻呂等、新羅より還れり。壬戌の日(九)、出雲國司に詔して風浪に遭值る蕃人を上送らしむ。是日越の蝦夷・沙門道信に、佛像一軀、灌頂の幡、鍾、鉢の如き、一口、五色の綵おののく五疋、綿・五屯、布一十端、鍼一枚、鞍一具を賜ふ。筑紫大宰率・栗田真人朝臣等、隼人一百七十四人、并に布五十疋、牛皮六枚、鹿皮五十枚を獻る。戊辰の日(十五)、文武官の人ども薪進る。己巳の日(十六)、百官

の人等に食を賜ふ。辛未の日(十八)天皇・吉野宮に幸す。甲戌の日(廿一)天皇・吉野宮より至り給ふ。

二月甲申の朔の丙申の日(十三)詔し給はく「筑紫の防人、年限に満ちば替へよ」。己酉の日(廿六)淨廣肆の位・竹田王、直廣肆の位・土師宿禰根麻呂、大宅朝臣麻呂、藤原朝臣史務大肆の位・當麻真人櫻井、穗積朝臣山守、中臣朝臣臣麻呂、巨勢朝臣多益須、大三輪朝臣安麻呂を以て・判事(ことさと)と爲たまふ。三月癸丑の朔の丙子の日(廿四)天下に大赦し給ふ。唯し常赦に免されざる所をば赦す例に在らず。夏四月癸未の朔の庚寅の日(八)投化ける新羅人を以て、下毛野國に居らしむ。乙未の日(十三)皇太子・草壁皇子尊・薨りましぬ。壬寅の日(廿)新羅より級食・金道那等を遣して、瀛真人天皇の喪を弔らひ奉り、并せて學問僧・明聰・觀智等を上送る。別に金銅の阿彌陀の像・金銅の觀世音菩薩の像・おのく一軀・綵帛・錦綾どもを奉る。甲辰の日(廿二)春日王薨せぬ。己酉の日(廿七)詔して、諸司の仕丁に一月に四日を放假たまふ。

五月癸丑の朔の甲戌の日(廿二)土師宿禰根麻呂に令せて、新羅の弔使・級食(新羅第一等官)金道那等に詔して曰はく「太政官の卿等、勅を奉りて奉宣らく、元年に田中朝臣法麻呂等を遣はして、大行天皇の喪を相告げしめし時に新羅の言さく、「新羅の、勅を奉る人は、元來も蘇判(新羅第二等官)

の位を用ゐたり。今も將に復た爾せむとす」と。是に由りて法麻呂等、赴告の詔を奉宣ることを得ず。若し前の事を言はゞ、在昔、難波宮に天下を治し、天皇(孝德)の崩りまし、時、巨勢稻持等を遣はして喪を告げしめし日に、翳食(第一等官)金春秋、勅を奉りき。而るを蘇判を用て、勅を奉れりと言はず。即ち前事に達へり。また近江宮に天下を治し、天皇(天智)の崩りまし時に、一吉食(第七等官)金薩儒等を遣して弔ひ奉らしむ。而るを今、級食(第九等官)を以て弔ひ奉る、亦た前事に達へり。また新羅、元來り奏して云々「我國は日本の遠皇祖の代より、舳を並べて機を干さず奉仕る國なり」と。而るを今、一艘のみあること、亦た故典に乖へり。また奏して云々「日本の遠皇祖の代より、清白けき心を以て仕へ奉く」と。而るを忠を竭して本職に宣揚ぐることを惟はずして、清白けき事を傷りて、詐りて幸媚ることを求む。是故に調賦と、別に獻れるものとを、並に封めて以て還し給ふ。然れども我が國家の遠皇祖の代より、廣く汝等を慈み給ふ徳・絶ゆべからず。故れ彌よ勤め彌よ謹みて、戦々兢々、其の職任を修めて、法度に遵ひ奉らむ者をば、天朝も復た益廣く慈み給はむ耳。汝・道那等、斯の勅し給へる所を奉はりて、汝が王に宣べ奉れ」。

六月壬午の朔の日、衣裳を筑紫大宰府等に賜ふ。癸未の日(二)皇子・施基、直廣肆の位・佐味朝臣宿那麻呂、羽田朝臣・齊(齊此をば卒五閑と云ふ)、勤廣肆の位・伊余部連馬飼・調忌寸・老人、務大參の位・大伴宿禰手拍と、巨勢朝臣多益須等とを以て、善言撰ぶ司に拜す。庚子の日(十九)大唐の續

守言、薩弘恪等に稻を賜ふ。各差あり。辛丑の日(廿), 筑紫大宰の栗田真人朝臣等に詔して學問僧・明聰・觀智等を爲送し、新羅の師友に、蘇・各一百四十屯を賜ふ。乙巳の日(廿四), 筑紫の小郡に於て、新羅の弔使・金道那等に設たまふ。物を賜ふこと各差あり。庚戌の日(廿九), 諸司に令・一部二十あまり二卷を班ち賜ふ。

秋七月、壬子の朔の日、陸奥の蝦夷の沙門・自得が所請す金銅の藥師佛の像、觀世音菩薩の像。各一軀・鐘・娑羅・寶帳・香爐・幡等の物を付賜ふ。是日、新羅の弔使・金道那等罷り歸る。丙寅の日(十五)左・右の京職及び諸國の司に詔して、射を習ふ所を築かしむ。辛未の日(廿)偽兵衛河内國の濱川郡の人・柏原廣山を土左國に流す。追廣參の位を以て、偽兵衛廣山を捉へたる兵衛・生部連・虎に授け給ふ。甲戌の日(廿三)越の蝦夷・八釣魚等に物賜ふこと各差あり。庚酉の日(廿九)、諸司に令・一部二十あまり二卷を班ち賜ふ。

二萬頃、伊賀國・伊賀郡の身野・一萬頃に漁獵することを禁斷めて、守護人を置きて、河内國の大鳥郡の高脚海に准らふ。丁酉の日(十七)、公卿に賞賜ふこと各差あり。辛丑の日(廿二)、伊豫の總領・田中朝臣法麻呂等に詔して曰はく、「讚吉國の御城郡に所獲し白鶲をば、宜しく放ち養ふ宜し焉」癸卯の日(廿三)、觀射す。

閏八月、辛亥の朔の庚申の日(十)、諸國の司に詔して曰はく、「今冬に戸籍をば造るべし。宜しく九月を限りて、浮浪を糺し捉ふ宜し。其の兵士は、一國ごとに四に分ちて、其の一を點めて、武事を習はしめよ」。丁丑の日(廿七)、淨廣肆の位・河内王を以て、筑紫大宰帥と爲し、兵仗を授け給ひ、及び物を賜へり。直廣壹の位を以て、直廣貳の位・丹比真人島に授け給ひ、封一百戸を増して前に通はす。九月、庚辰の朔の己丑の日(十一)、直廣參の位・石上朝臣麻呂、直廣肆の位・石川朝臣蟲名等を筑紫に遣して、位記を給送ひ、且た新城を監せしめ給ふ。

冬十月、庚戌の朔の庚申の日(十二)、天皇・高安城に幸す。辛未の日(廿二)、直廣肆の位・下毛野朝臣子麻呂奏さく「奴婢(めのやつこ)陸佰口を免さまく欲ふ」と。奏すに可れぬ。十一月、己卯の朔の丙戌の日(八)、市中に於て、追廣貳の位・高田首・石成が、三兵に閑へる事を褒美たまひて、物を賜へり。十二月、己酉の朔の丙辰の日(八)、雙六を禁斷む。

【第四五】講 朝萬國子前殿一 諸國に奉仕する臣連、國造、伴造等を朝せしめ、朝拜の式を擧げ給へるので、前殿は正殿である。乙卯・大學寮獻杖八十枚、乙卯は上卯日で、是れ卯杖の禮也。卯杖は正月初卯の日、桃・梅・椿・桜木等の木を、長さ五尺三寸に切り、二束又は三束に結んで、諸衛府より朝廷に上るもので、卯日に獻上する故に卯杖と云ふ。是れ漢土の故事で、精魅を逐ひ惡鬼を拂ふ意也と云ふ。文德天皇の仁壽二年正月より建武の頃まで行はれたが、爾後廢絶した。陸奥國優嗜郡出羽國(陸奥國なり)置賜郡の古名なるべしと云ふ。上送・三値風浪・蕃人上送は、大和の

帝都へ上らしめ給へるを云ふ。筑紫防人。満三年限者替。軍防令に『衛士防人還郷日。並免國內上番。衛士一年。防人三年。義解謂。征人還郷之日。須ニ相准免。假令經ニ一年者。免ニ一年徭役。經ニ二年者。免ニ二年徭役類也。』とある。即ち防人は三年で交代したのである。判事。朝廷の政事を判決する職名。後世の參議、大辨の職に同じかるべしと云ふ。大行天皇。韋昭曰。大行は往て歸らざるの辭。天子崩じて未だ謚號を奉らざる時の稱也とある。訓は『先天皇』である。級僕。東國通鑑に『新羅儒理王九年。設ニ官十七等。九曰級僕。』とある。一に級僕、また及僕とも云ふ。蘇判。此訓は、私記に『蘇晉臣。判晉干。』とある。新羅第三等の官である。一に匝僕に作る。蘇僕。伊僕。伊僕とも云ふ。新羅第一等の官である。なほ通釋に『金春秋は、大化三年に皇國に質たりし時、大阿僕たり。是れ五等官なり。然るに孝德帝崩御の時、一等官・騎僕として弔使に來れる也。此事、本紀には洩れたり。』とある。一吉僕。新羅第七等の官。並レ袖不千レ機。古へ新羅が皇國に誓ひし言で、多くの船を並べ常に渡航して調物を獻らむ、との意である。神功紀(三講)、及び推古紀(四講)を参照すべし。而今一艘。亦乖故典。新羅は、年毎に八十船に調賦を積みて獻る例(中卷神功紀)なりしに、今は僅に一艘のみに減せるは故典に違へり、との意である。令一部二十二卷。此事は第四四三講の律令の條に註した。僕兵衛。加須爲は『掠る(掠ムの古語)』の義である。此の兵衛は詐僕・掠奪を働いたので、斯く言へるのであらう。紀伊國・阿提郡。今の有田郡の古名である。伊賀國・伊賀郡。伊賀郡は、名張郡と併合して今は名賀郡と云ふ。河内國・大島郡。此郡は後に和泉國に屬し、今は泉州郡と云ふ。伊豫總領。四國の管領である。讚吉國・御城郡。今は木田郡と稱ふ。毎ニ於一國。四分而點其一。通釋に『此の兵制は、大寶令制の時も同じ。續紀天平四年八月詔。四道兵士。依レ令差點。満ニ四分之一云々。とあるにて明らけし。是を日本外史序論に『邊要之國。諸郡皆有ニ軍團。三三分一國之丁。而取ニ其一。』と云分之一云々。とあるにて明らけし。是を日本外史序論に『邊要之國。諸郡皆有ニ軍團。三三分一國之丁。而取ニ其一。』と云

へるは誤なり。』とある。給送位記。是れ位記の書に見えた始である。三兵。通證に『矛・戟・弓・鉄・戈を以て五兵と爲す。則ち三兵は是れ弓鉄槍なり。』とある。雙六。雙六盤に白黒の石・各十五を式の如く並べ、二箇の采を竹筒より振出して其の目數だけ石を進め、勝敗を争ふ遊戯具である。

四年春正月戊寅朔。物部麻呂朝臣樹ニ大盾。神祇伯中臣大島朝臣。讀ニ天神壽詞。畢。忌部宿禰色夫知。奉上神璽劍於皇后。皇后即天皇位。公卿百寮。羅列匝拜。而拍手焉。己卯。公卿百寮拜朝。如ニ元會儀。丹比島真人。與ニ布勢御主人朝臣。奏ニ賀騰極。庚辰。宴ニ公卿於内裏。甲申。宴ニ公卿於内裏。仍賜ニ衣裳。壬辰。百寮進薪。甲午。大赦天下。唯常赦所レ不免。不レ在赦例。賜ニ有レ位人爵一級。鳏寡孤獨篤癃。貧不レ能ニ自存者。賜レ稻蠲。復調役。丁酉。以ニ解部一百人。併ニ刑部省。庚子。班ニ幣於畿内天神地祇。及增ニ神戸田地。二月戊申朔壬子。天皇幸ニ吉野宮。丙寅。設齋於内裡。壬申。以ニ歸化新羅韓奈末許滿等十二人。居ニ武藏國。三月丁丑朔丙申。賜レ京與ニ畿内一人。年八十以上者。島宮稻人二十束。其有レ位者。加賜布二端。夏四月丁未朔己酉。遣レ使祭廣瀬大忌神。與ニ龍田風神。癸丑。賜レ京與ニ畿内耆老耆女。五千三十人。稻人二十束。庚申詔曰。百官人及畿内人。有レ位者限ニ六年。無レ位者限ニ七年。以ニ其上日。選定九等。四等以上者。依ニ考仕令。以ニ其善最功能。氏姓大小。量授ニ冠位。其朝服者。淨大壹已下。廣貳已上。黑紫。淨大參已下。廣肆已上。赤紫。正八級赤紫。直八級深綠。務八級淺綠。追八級

深縹。進八級淺縹。別淨廣貳已上。一富一部之綾羅等。種々聽用。淨大參已下。直廣肆已上。一富二部之綾羅等。種々聽用。上下通用綺帶白袴。其餘者如常。戊辰。始祈雨於所々。旱也。五月丙子朔戊寅。天皇幸吉野宮。乙酉。百濟男女二十一人歸化。庚寅。於內裏。始安居講說。六月丙午朔辛亥。天皇幸泊瀨。庚午。盡召有位者。唱知位次與年齒。秋七月丙子朔。公卿百寮人等。始著新朝服。戊寅。班幣於天神地祇。庚辰。以皇子高市。爲太政大臣。以正廣參。授丹比真人島。爲右大臣。并八省百寮。皆選任焉。辛巳。大宰國司。皆選任焉。壬午。詔令公卿百寮。凡有位者。自今以後。於家內著朝服。而參上未開門以前。(蓋昔者到宮門而著朝服乎)甲申詔曰。凡朝堂座上。見親王者。如常。大臣與王。起立堂前。二王以上。下座而跪。己丑詔曰。朝堂座上。見大臣。動坐而跪。是日。以純絲綿布。奉施七寺安居沙門。三千三百六十三人。別爲皇太子。奉施於三寺安居沙門。三百二十九人。癸巳。遣使者。祭廣瀨大忌神。與龍田風神。八月乙巳朔戊申。天皇幸吉野宮。乙卯。以歸化新羅人等。居于下毛野國。九月乙亥朔。詔諸國司等曰。凡造戶籍者。依戶令也。乙酉詔曰。朕將巡行紀伊之故。勿收今年京師田租口賦。丁亥。天皇幸紀伊。丁酉。大唐學問僧智宗。義德。淨願。軍丁筑後國上陽畔郡。大伴部博麻。從新羅送使大奈末金高訓等。還至筑紫。戊戌。天皇至自紀伊。冬十月甲辰朔戊申。天皇幸吉野宮。癸丑。至自吉野。是日(至自吉野是日の六字。流布本に脱せり。今校本に據る)大唐學問僧智宗等。至于京師。戊午。遣使者。詔筑紫大宰河内王等曰。饗新羅送使大奈末金高訓等。准上送學生土師宿禰甥京師。戊午。遣使者。詔筑紫大宰河内王等曰。饗新羅送使大奈末金高訓等。准上送學生土師宿禰甥。

等。送使之例。其慰勞賜物。一依詔書。乙丑。詔軍丁筑後國上陽畔郡人。大伴部博麻曰。於天豐財重日足姬天皇七年。救百濟之役。汝爲唐軍見虜。洎天命開別天皇三年。土師連富杼。米連老。筑紫君薩夜麻。弓削連元寶兒。四人。思欲奏聞唐人所計。緣無衣糧。憂不能達。於是博麻謂士師富杼等曰。我欲共汝還向本朝。緣無衣糧。俱不能去。願賣我身。以充衣食。富杼等任博麻計。得通天朝。汝獨淹滯他界。於今三十年矣。朕嘉厥尊朝愛國。賣己顯忠。故賜務大肆。并絕五四。縣三十屯。布三十端。稻一千束。水田四町。其水田。及至曾孫也。免三族課役。以顯其功。壬申。高市皇子觀藤原宮地。公卿百寮從焉。十一月甲戌朔庚辰。賞賜送使金高訓等。各有差。甲申奉勅。始行元嘉曆。與儀鳳曆。十二月癸卯朔乙巳。送使金高訓等罷歸。甲寅。天皇幸吉野宮。丙辰。天皇至自吉野宮。辛酉。天皇幸吉野宮。觀宮地。公卿百寮皆從焉。乙丑。賞賜公卿以下。各有差。

**正訓** 四年(一三五)の春正月、戊寅の朔の日、物部麻呂朝臣、大盾を樹て、神祇伯・中臣大島朝臣。丹比島真人、布勢御主人朝臣と賀騰極を奏す。庚辰の日(二月)、公卿に内裏に宴したまふ。甲申の日(三月)、公卿に内裏に宴し給ふ。仍りて衣裳を賜ふ。壬辰の日(四月)、百寮薪を進る。甲午の日(五月)、天下に大赦し給ふ。

唯し常赦に免されざる所は、赦す例に在らず。位ある人に爵・一級を賜ひ、鰐寡孤獨(ひとみ)篤癃・貧しくて自存ふこと能はざる者には、稻を賜はり、調役を蠲復し給ふ。丁酉の日(廿)解部一百人を以て、刑部省に併せ給ふ。庚子の日(廿三)幣を畿内の天神・地祇に班ち遣し給ひ、及び神戸田地を増し給ふ。

二月 戊申の朔の壬子の日(五)天皇、腋上の陂に幸して、公卿大夫の馬を觀そなはし給ふ。  
戊午の日(十一)新羅の沙門・證吉、級浪・北助知等五十人、歸化けり。甲子の日(十七)天皇、吉野宮に幸す。丙寅の日(十九)内裡に設齋す。壬申の日(廿五)歸化ける新羅の韓奈末(韓奈末は冠名)許滿等十二人を以て、武藏國に居らしむ。三月、丁丑の朔の丙申の日(廿)京と畿内との人の年八十より以上たる者に、嶋宮の稻をば人ごとに二十束を賜ひ、其の位ある者には布二端を加へ賜へり。

夏四月、丁未の朔の己酉の日(三)使を遣して、廣瀬大忌神と龍田風神とを祭らしむ。癸丑の日(十四)詔して曰はく「百官の人および畿内の人有位者には六年を限り、無位者には七年を限りて、其の上を以て、京と畿内との耆老・耆女・五千三十一人に、稻をば人毎に二十束を賜ふ。庚申の日(十四)詔して曰はく「百官の人および畿内の人有位者には六年を限り、無位者には七年を限りて、其の上を以て、九等に選定めて、四等より以上の者には、考仕令の依に、其の善さ、最功り、能氏姓の大さ小さを以て、量りて冠・位を授けむ。其の朝服は、淨大壹の位より已下、廣貳の位より已上には黒紫。淨大參の位より已下、廣肆の位より已上には赤紫。正の位の八級には赤紫。直の位の八級に

は緋。勤の位の八級には深綠。務の位の八級には淺綠。追の位の八級には深縹。進の位の八級には淺縹。別に淨廣貳の位より已上は、一富・一部の綾羅等、種々に用ゐることを聽す。淨大參の位より已下、直廣肆の位より已上は、一富・二部の綾羅等、種々に用ゐることを聽す。上・下・綺帶白袴を通用せよ。其餘は常の如し。戊辰の日(廿二)始めて所々に祈雨す。旱すれば也。

五月、丙子の朔の戊寅の日(三)天皇、吉野宮に幸す。乙酉の日(十)百濟の男・女・二十あまり一人泊瀬に幸す。庚午の日(廿五)盡に有位者を召して、位の次と年齒とを唱知め給ふ。歸化けり。庚寅の日(十五)内裡に於て始めて安居講說す。六月、丙午の朔の辛亥の日(六)天皇、秋七月、丙子の朔の日、公卿・百寮の人等、始めて新しき朝服を著る。戊寅の日(三)幣を天神地祇に班ち遣し給ふ。庚辰の日(五)皇子の高市を以て太政大臣と爲たまひ、正廣參の位を以て丹比真人島に授けて、右大臣と爲たまひ、并て八省の百寮をば皆な選任たまふ焉。辛巳の日(六)日(十四)詔して曰はく「凡そ朝堂の座上にて大臣を見るときは、坐を動きて跪け」。是日、純絲綿

布を以て、七寺の安居の沙門・三千三百六十三人に奉施り給ふ。別に皇太子の爲に、二寺の安居の沙門・三百二十あまり九人に奉施し給ふ。癸巳の日(十八)、使者を遣して廣瀬大忌神と龍田風神とを祭らしむ。八月、乙巳の朔の戊申の日(四)、天皇、吉野宮に幸す。乙卯の日(十一)、歸化さし新羅の人等を以て、下毛野國に居らしむ。九月の乙亥の朔の日、諸國の司等に詔して曰はく「凡そ戸籍を造ることは、戸令の依せよ」。乙酉の日(十一)、詔して曰はく「朕、紀伊を巡行さむと將ふが故に、勿・今年の京師の田租、口賦を收むること」。丁亥の日(十三)、天皇、紀伊に幸す。丁酉の日(廿三)、大唐の學問僧・智宗、義德、淨願、軍丁・筑後國の上陽畔郡の大伴部博麻、新羅の送使・大奈末・金高訓等をば上送りし送使の例に准らへむ。其の慰勞・物賜ふこと、一に詔書の依せよ」。乙丑の日(廿二)、軍丁・筑後國の上陽畔郡の人・大伴部博麻に詔して曰はく「天豐財重日足姫天皇極の七年に、百濟を救ふ役に、汝唐軍の爲に虜はれ、天命開別天皇(天智)の三年に泊びて、土師連・富杼・氷連・老筑紫君・薩夜麻、弓削連・元寶兒の四人、唐人の計る所を奏聞さまく思欲ども、衣糧無きに縁りて

從ひて筑紫に還至れり。戊戌の日(廿四)、天皇、紀伊より至りおはします。冬十月甲辰の朔の戊申の日(五)、天皇、吉野宮に幸す。癸丑の日(十)、吉野より至りおはします。是日、大唐學問僧・智宗等・京師に至る。戊午の日(十五)、使者を遣はして、筑紫・大宰・河内王等に詔して曰はく「新羅の送使・大奈末・金高訓等に饗たまふこと、學生・土師宿禰・甥等をば上送りし送使の例に准らへむ。其の慰勞・物賜ふこと、一に詔書の依せよ」。乙丑の日(廿二)、軍丁・筑後國の上陽畔郡の人・大伴部博麻に詔して曰はく「天豐財重日足姫天皇極の七年に、百濟を救ふ役に、汝唐軍の爲に虜はれ、天命開別天皇(天智)の三年に泊びて、土師連・富杼・氷連・老筑紫君・薩夜麻、弓削連・元寶兒の四人、唐人の計る所を奏聞さまく思欲ども、衣糧無きに縁りて

達ぐこと能はざる事を憂ふ。於是・博麻・土師富杼等に謂りて曰らく、「我、汝と共に本朝に還向かまく欲へども、衣糧無きに縁りて去くことを不能。願はくは我身を賣りて以て衣食(もの)に充てよ」と。富杼等、博麻が計の任して天朝に通ぐことを得たり。汝獨り他界に淹滯ること今に三十年矣。朕、厥の朝を尊び國を愛ひて、己を賣りて忠を顯すことを嘉す。故れ務大肆の位に、并せて純・五四・縣・一十屯・布三十端・稻一千束・水田・四町を賜ふ。其の水田は曾孫に及至せ。三族の課役を免して、以て其の功を顯はさむ」。壬申の日(廿九)、高市皇子・藤原の宮地を觀そなはす。公卿・百寮・從焉。勅を奉りて、始て元嘉曆と儀鳳曆とを行ふ。十二月、癸卯の朔の乙巳の日(三)、送使・金高訓等罷り歸る。甲寅の日(十二)、天皇・吉野宮に幸す。丙辰の日(十四)、天皇・吉野宮より至りおはします。辛酉の日(十九)、天皇・藤原に幸し。宮地を觀そなはし給ふ。公卿・百寮・皆な從焉。乙丑の日(廿三)、公卿より以下に賞たまふこと各差あり。

**【第四五二講】** 大唐 第三八五講に出づ。天神壽詞 神祇令に、「凡踐祚之日。中臣奏ニ天神之壽詞。義解謂。以ニ神代之古事。爲ニ萬壽之實詞也」とある。即ち天皇即位の日、中臣氏の奏聞して大御代を壽ぎ奉る詞なるが故に、中臣壽詞とも云ふ。(此の壽詞の全文は、臺記別記・康治元年の大嘗祭の條) 即天皇位 此時御年四十六歳に坐す。匝拜而拍手 大嘗祭式に、「拍手四度。度別八遍。神語所謂八開手是也。」とある。大赦・常赦 凡そ赦に三段あり。即ち曲赦・常赦・大赦であ

る。曲赦は一地方を限りて罪人を赦免するを云ふ。常赦は天下一般に布かる赦で、八虐・故殺・謀殺・私鑄錢・強盜・竊盜を除く外の罪人を赦免するを云ひ、常赦にて免されざる重罪人をも之れを免すを大赦と云ふ。尙ほ非常大赦がある。是は有罪者を悉く赦すを云ふ。解・寡 令義解に、「六十一以上にして妻無きを解と爲す。五十以上にして夫無きを寡と爲す。」とある。解部 刑部省に屬し、争訟を和解せしむるを掌る部ならむと云ふ。耆老・耆女 戸令に「六十一を老と爲し、六十六を耆と爲す。」とある。考仕令 此の御代の令の篇目で、後の考課令である。見親王者如常 如常とは、從前の常禮（仕來り）の如くせよ、との意である。大臣與王云々 大臣及び王（一世王を云ふ）を見る時はの意である。二王以上 通證に「蓋謂天子二等以上親也。」とある。即ち親王の御子、又は天子の御孫、また御兄弟・伯叔等を取締べて二王以上と云へるので、其の王等を見る時は、堂前に起立する迄には及ばず。唯だ座を下りて跪きて控へよ、との意である。見大臣勤坐而跪 是は過日（九日）の御定めよりも、大臣の禮を軽くし給へるのである（勤坐は下坐よりも輕く）。筑紫國上陽咩郡 景行紀に、八女縣（三百三講）とある。不能達 達を止津具と云ふは、處續の義。此方より彼方へ讀くるを云ふ。次文にも得レ通ニ天朝とある。三族 父族、母族、妻族を云ふ。元嘉曆、儀鳳曆 元嘉曆は宋の元嘉二十年に何承天の製れるもの。儀鳳曆は唐の麟德一年に李淳風の造れるもので、一名を麟德曆とも云ふ。なほ本文に「始めて元嘉曆と儀鳳曆とを行ふ。」とあれど、同時に用ゐたのでは無く、始め元嘉曆を行ひ、後に儀鳳曆を用ゐられたのである。尙ほ曆の事は第三八五講に註した。

五年春正月癸酉朔 賦親王、諸臣、内親王、女王、内命婦等位。己卯、賜公卿飲食衣裳。優賜正廣肆百濟王余禪廣、直大肆遠寶、良虞、與南典。各有差。乙酉、增封皇子高市、二千戶。通前三千戶。

淨廣貳皇子穗積、五百戶。淨大參皇子川島、百戶。通前五百戶。正廣參右大臣丹比島真人、三百戶。通前五百戶。正廣肆百濟王禪廣、百戶。通前二百戶。直大壹布勢御主人朝臣、與大伴御行宿禰、八十戶。通前三百戶。其餘增封各有差。丙戌詔曰。直廣肆筑紫史益、拜筑紫大宰府典。以來。於今二十九年矣。以清白忠誠、不敢怠惰。是故賜食封五十戶。純十五匹。縣二十五屯。布五十端。稻五十束。戊子。天皇幸吉野宮。乙未。天皇至自吉野宮。二月壬寅朔。天皇詔公卿等曰。卿等於先皇世、作佛殿。經藏。行三月六齋。天皇時々遣大舍人問訊。朕世亦如之。故當勤心奉佛法也。是日。授宮人位記。三月壬申朔甲戌。宴公卿於西廳。丙子。天皇觀公私馬於御苑。癸巳詔曰。若有百姓弟爲兄見賣者。從良。若子爲父母見賣者。從賤。若准貸倍。沒賤者。從良。其子雖配奴婢。所生亦皆從良。夏四月辛丑朔。詔曰。若氏祖時。所免奴婢。既除籍者。其眷族等。不得更証言我奴婢。是日。賜大學博士上村主百濟。大稅一千東。以勸其學業也。辛亥。遣使者。祭廣瀬大忌神。與龍田風神。丙辰。天皇幸吉野宮。壬戌。天皇至自吉野宮。五月辛未朔辛卯。袞美百濟淳武微子。壬申年功。賜直大參。仍賜純布。六月庚子朔。京師及郡國四十雨水。戊申詔曰。此夏陰雨過節。懼必傷稼。夕惕若。朝憂懼。思念厥憲。其令公卿百寮人等。禁斷酒宴。攝心悔過。京及畿內諸寺梵衆。亦當五日誦經。庶有補焉。自四月雨。至于是月己未。大赦天下。但盜賊不在赦例。秋七月庚午朔壬申。天皇幸吉野宮。是日。伊豫國司田中朝臣法麻呂等。獻宇和郡御馬山白銀三斤八兩。銚一籠。丙子。宴公卿。仍賜朝服。

辛巳。天皇至自吉野。甲申。遣使者。祭廣瀬大忌神。與龍田風神。八月己亥朔辛亥。詔三十八氏。三大輪。金部。石上。藤原。石川。巨勢。膳部。春日。上毛野。上進其祖等纂記。辛酉。遣使者。祭龍田風神。信濃須波。水内等神。九月己巳朔壬申。賜音博士大唐續守言。薩弘恪。書博士百濟末士善信。銀人二十兩。丁丑。淨大參皇子川嶋薨。辛卯。以直大貳。贈佐伯宿禰大目。并賜物。冬十月戊戌朔。日有蝕之。乙巳詔曰。凡先陵戶者。置五戶以上。自餘王等有功者。置三戶。若陵戶不足。以百姓充。免其徭役。三年一替。庚戌。畿內及諸國。置長生地各一千步。是日。天皇幸吉野宮。丁巳。天皇至自吉野。甲子。遣使者。鎮祭新益京。十一月戊辰朔辛卯。大嘗。神祇伯中臣朝臣大嶋。讀三天神壽詞。壬辰。賜公卿衾。乙未。饗公卿以下。至主典。并賜絹等。各有差。丁酉。饗神祇官長上以下。至神部等。及供奉播磨國。因幡國。郡司以下。至百姓男女。并賜絹等。各有差。十二月戊戌朔己亥。賜醫博士務大參德自珍。咒禁博士木素丁武。沙宅萬首。銀人三十兩。乙巳詔曰。賜左右大臣宅地四町。直廣貳以上二町。直大參以下一町。勤以下至無位。隨其戶口。其上戶一町。中戶半町。下戶四分之一。王等亦准此。

## 正訓

五年（辛卯年）の春正月、癸酉の朔の日、親王（諸王）諸臣、内親王、女王、内命婦等に位を賜ふ。己卯の日（七）、公卿に飲食・衣裳を賜へり。正廣肆の位・百濟王・余禪廣、直大肆の位・遠寶・良虞・南典等をば優賜ふこと各差あり。乙酉の日（十三）、皇子高市に封を増し給ふこと二千戸、前に通はせて三千戸。淨大參の位・皇子穗積に五百戸。淨大參の位・皇子川島に百戸、前に通はせ

て五百戸。正廣參の位・右大臣・丹比島真人に三百戸、前に通はせて五百戸。正廣肆の位・百濟王禪廣に百戸、前に通はせて二百戸。直大壹の位・布勢御主人朝臣と・大伴御行宿禰とに八十戸、前に通はせて三百戸。其の餘、封を増し給ふこと各差あり。丙戌の日（十四）詔して曰はく「直廣肆の位・筑紫史・益・筑紫大宰府の典に拜し、より以來、於今一十あまり九年、清白忠誠を以て敢て怠惰ます。是故に食封五十戸、純・十有五四、綿・二十五屯、布・五十端、稻・五十束を賜ふ。戊子の日（十六）、天皇吉野宮に幸す。乙未の日（廿三）、天皇、吉野宮より至らせ給ふ。

二月壬寅の朔の日、天皇、公卿等に詔して曰はく「卿等、先皇の世に、佛殿、經藏を作りて、月六齋を行ひ、天皇、時々、大舍人を遣して問訊しめ給ひき。朕が世にも亦た如之せよ。故れ當に勤しき心を以て佛法を奉れ」。是日、宮人に位記を授け給ふ。三月壬申の朔の甲戌の日（三）、公卿に西廳に宴し給ふ。丙子の日（五）、天皇、公・私の馬を御苑に觀そなはす。癸巳の日（廿二）、詔して曰はく「若し百姓の弟兄の爲に賣らること有らば、良に從へ。若し子、父母の爲に賣られたらむには賤に從へ。若し貸の倍に准へて賤に没れらば、良に從へ。其の子、奴婢に配へりと雖も、所生は亦た皆な良に從へ」。

夏四月辛丑の朔の日、詔して曰はく「若し氏の祖の時に免されたる奴婢の、既に籍に除かれたる者は、其の眷族等を、更に訟へて我が奴婢なりと言ふことを得ず」と。是日、大學博士・上村主百濟に

大稅一千束を賜ひ、以て其の學業を勧め給ふ。辛亥の日(十一)、使者を遣して廣瀬大忌神と龍田風神とを祭らしむ。丙辰の日(十六)、天皇、吉野宮に幸す。壬戌の日(廿二)、天皇、吉野宮より至り、おはします。五月、辛未の朔の辛卯の日(廿一)、百濟の淳武微子が壬申年功を褒美て、直大參の位を賜ひ、仍りて純・布を賜へり。六月、庚子の朔の日、京師および郡國の四十ところに雨水ふれり。戊申の日(九)、詔して曰はく「此の夏、陰雨ふり、節に過てり。懼らくは必ず稼を傷らむ。夕に惕若み、朝に憂懼りて、厥の愆を思念ふ。其れ公卿・百寮の人等を合て、酒宴を禁しめ断めて、心を攝め、過を悔い令より雨ふりて是月に至れり。己未の日(廿)、大に天下に赦し給ふ。但し盜賊は赦例に在らず。」京および畿内の諸寺の梵衆、亦た當に五日の間に經を誦む當し。庶くば補あらむこと焉。四月秋七月、庚午の朔の壬申の日(三)、天皇、吉野宮に辛ます。是日、伊豫國司・田中朝臣法麻呂等、宇和郡の御馬山の白銀・三斤八兩、銚・一籠を獻る。丙子の日(七)、公卿に宴したまふ、仍りて朝服を賜ふ。辛巳の日(十二)、天皇、吉野より至らせ給ふ。甲申の日(十五)、使者を遣して廣瀬大忌神と龍田風神とを祭らしむ。

八月、己亥の朔の辛亥の日(十三)、十日、氏(大三輪、雀部、石上、藤原、石川、巨勢、膳部、春日、上毛野、大伴、紀伊、阿倍、佐伯、采女、穗積、阿曇、平群、羽田)に詔して、其の祖等の纂記を上進らしむ。辛酉の日(廿三)、使者を遣して、龍田風神、信濃の須波、水内等の神を祭らしめ給ふ。

九月、己巳の朔の壬申の日(四)、音博士・大唐の續守言・薩弘恪・書博士(はかせ)百濟の末士善信に、銀をば人ごとに二十兩を賜へり。丁丑の日(九)、淨大參の位・川嶋皇子・薨ぬ。辛卯の日(廿三)、直大貳の位を以て、佐伯宿禰・大目して贈ひ、并せて賄物を賜へり。

冬十月、戊戌の朔の日、日有蝕。乙巳の日(八)、詔して曰はく「凡そ先皇の陵戸は、五戸以上を置け。自餘の王等の功ある者には三戸を置け。若し陵戸・足らずば、百姓を以て充てて、其の備役を免し、三年に一たび替へよ。」庚戌の日(十三)、畿内および諸國に長生地各一千步を置かる。是日、天皇、吉野宮に幸す。丁巳の日(廿)、天皇、吉野より至りおはします。甲子の日(廿七)、使者を遣して新益京を鎮祭らしむ。

十一月、戊辰の朔の辛卯の日(廿四)、大嘗しろしめす。神祇伯・中臣朝臣大島、天神壽詞を讀めり。壬辰の日(廿五)、公卿に衾を賜ふ。乙未の日(廿八)、公卿より以下、主典に至るまでに饗たまひ、并に絹等を賜ふこと各差あり。丁酉の日(廿)、神祇官の長上より以下、神部等に至るまで、及び供奉れる播磨國・因幡國の郡司より以下、百姓の男・女に至るまでに、并せて絹等を賜ふこと各差あり。十一月、戊戌の朔の己亥の日(二)、醫博士・務大參の位・德自珍、咒禁博士・木素丁武、沙宅萬首に銀人ごとに二十兩を賜ふ。乙巳の日(八)、詔して曰はく「左・右の大臣に宅地四町、直・廣貳の位より以上には二町、直・大參の位より以下には一町、勤の位より以下には位無きに至りては、其の戸口に隨はむ。其

の上戸には一町、中戸には半町、下戸には四分之一。王等も亦た此に准らへ」。

**【第四五三講】 内親王** 内親王の稱、茲に始めて出づ。通證に『稱皇女爲内親王。皇朝所レ創也。』とある。内命婦等位 是れ女叙位の始である。余禪廣 天智紀、天武紀に善光王とある。遠寶 繼紀・天平六年三月、從四位下百濟王遠寶卒とある。良虞 善光王の弟である。南典 聖武紀、天平九年九月、百濟王南典、授從三位とある。月六 駕訓は六度之齋の義（崇峻紀に、三度な）である。雜令に「凡月六齋日。公私皆斷殺生。義解謂。六齋八日。十四日。十五日。廿三日。廿九日。卅日。」とある。准貸倍 通證に『貸倍謂貸借之利倍也。』とある。大稅 令義解に『凡官稻之源。出レ自田租。即分爲三。一曰大稅。二曰糴稅。三曰郡稻也。』とある。即ち田租の中、官倉に納めて國用に充つる官稻である。故に大租と云ひ、また正稅とも云ふ。夕惕若 朝憂懼。思念厥愆 此の處、流布本には、『夕惕迄朝。憂懼云々。』と、若字を迄字に誤り、且つ訓點をも誤つてゐて、殆ど文を成さなかつたが、爰に是を訂した。さて『夕惕若』と云ふ語は、易經（乾爲天）に『君子終日乾々。夕惕若。厲无レ咎。（夕までに惕若すれば、厲けれども咎无し。注曰、惕若是懼れ慎む貌なり。）』とある。尙ほ崇神紀六年に『晨興・夕惕云々』と云ふ文も見える。詔三十八氏云々 首卷の總論（七）を参照すべし。纂記 流布本に、纂を墓に作り、墓記と傍訓せるのは甚だしき誤である。釋紀、京極本、江家本等に據て訂した。纂記は、所謂る諸家の本系帳、氏文の類である。須波 信濃國諏訪郡である。此紀の成りし年までは信濃國に屬してゐたのであるが、其の翌年、即ち元正天皇の養老五年六月に、『割信濃國。始置諏訪國。』とあり、其れより十年を経て、聖武天皇の天平三年三月に、諏訪國を廢して、再び信濃國に併された。さて須波神は、諏訪郡（大社）諏訪神社に坐す建御名方神（上卷二九一頁）である。水内神 延喜式に『信濃國水内郡・健御名方命の彦神（彦神は御子神に同じ）』

とある。即ち長野市の諏訪神社である。音博士 職員令に『音博士二人。掌教音。』とある。書博士 職員令に『書博士二人。掌教書。』書道の師である。長生地 殺生禁斷の地を云ふ。鎮祭新益京 地名字音轉用例に、『新益をニヒキと訓むは、大伯をオホクと訓むに同じ。其例多し。』とある。さて通釋に、『新益京は、天武紀五年の終に「是年、新城に都つくらむとす。』同十一年三月に、『新城に遣して其の地形を見せしむ。仍て都つくらむとす。』また持統紀三年九月に、『且た新城を監せしむ。』などあると同一なるべき歟。』と云はれた。さて鎮祭は延喜式に所謂る『新宮地祭式』である。（釋紀に、『新益・音讀。兼方接。藤原宮地也。』とあるは信じ難し。藤原宮）大嘗 凡そ踐祚大嘗は、七月以前に御即位ありし時は、當年に之を行ひ、八月以後の御即位の時は、其の翌年に行はせらるゝ例である。天皇は四年正月の御即位であるから、其年に行はるべきを、去年は避る所があつて、今年執行せられたのであらう。咒禁博士 令に『典藥寮・咒禁博士二人。掌教・咒禁生。以咒禁。祓除邪魔之爲厲者。』とある。隨其戸口 其家人數の多寡に隨ふのである。上戸・中戸・下戸令義解に、『凡戸・上中下者。計ニ口多少。隨時量定云々。』とある。即ち人口の多き戸を上戸とし、人數の少き戸を下戸と區別したのである。因みに云、後世に大酒飲を上戸と云ふのは、酒を呑む口數の多き義に取り、下戸は其の口數の少き意に取れるので有らう。四分之一 下戸に賜はる宅地は一町の四分の一で、最も狭いのである。故に後世に、狭い事を『四分之一』と云つた。即ち大鏡に、顯忠大臣の家の事を、『四分之一の家にて、大饗し給へる人なり。』など記されてある。六年春正月丁卯朔庚午。增封皇子高市。二千戸。通前五千戸。癸酉。饗公卿等。仍賜衣裳。戊寅。天皇觀新益東路。壬午。饗公卿以下。至初位以上。癸巳。天皇幸高宮。甲午。天皇至自高宮。二月丁酉朔丁未。詔諸官曰。當以三月三日。將幸伊勢。宜知此意。備諸衣物。是日賜陰陽博士沙門法藏。

道基。銀人二十兩。乙卯。詔刑部省。赦輕繫。是日。中納言直大貳三輪朝臣高市麻呂。上表敢直言。諫爭天皇欲幸伊勢。妨於農時。三月丙寅朔戊辰。以淨廣肆廣瀨王。直廣參當麻真人智德。直廣肆紀朝臣弓張等。爲留守官。於是中納言三輪朝臣高市麻呂。脫其冠位。擎上於朝。重諫曰。農作之節。車駕未可以動。辛未。天皇不從諫。遂幸伊勢。壬午。賜所過神郡。及伊賀伊勢志摩國造等冠位。并免今年調役。復免供奉騎士。諸司荷丁。造行宮丁。今年調役。大赦天下。但盜賊不在赦例。甲申。賜所過志摩。百姓男女。年八十以上。稻人五十束。乙酉。車駕還宮。每所到行。輒會郡縣吏民。務勞賜作樂。甲午詔。免近江美濃尾張參河遠江等國供奉騎士戶。及諸國荷丁。造行宮丁。今年調役。詔令賜天下百姓。困乏窮者。稻男三束。女二束。夏四月丙申朔丁酉。贈大伴宿禰友國直大貳。并賜賄物。庚子。除四畿內百姓爲荷丁者。今年調役。甲寅。遣使者。祀廣瀨大忌神。與龍田風神。丙辰。賜有位親王以下。至進廣肆。難波大藏鍬。各有差。庚申詔曰。凡繫囚見徒。一皆原散。五月乙丑朔庚午。御阿胡行宮時。進贊者。紀伊國牟婁郡人。阿古志海部河瀨麻呂等。兄弟三戶。復二十年調役雜徭。復免挾抄八人。今年調役。辛未。相模國司。獻赤鳥鵠二隻。言獲於御浦郡。丙子。幸吉野宮。庚辰。車駕還宮。辛巳。遣大夫謁者。祠名山岳瀆。請雨。甲申。贈文忌寸智德直大壹。并賜賄物。丁亥。遣淨廣肆難波王等。鎮祭藤原宮地。庚寅。遣使者。奉幣于四所伊勢。大倭。住吉。紀伊大神。告以新宮。閏五月乙未朔丁酉。大水。遣使循行郡國。稟貸。灾害不能自存者。令得漁採山林池澤。詔

令京師及四畿內。講說金光明經。戊戌。賜沙門觀成。繩十五匹。綿三十屯。布五十端。美其所造鉛粉。丁未。伊勢大神奏三天皇曰。免伊勢國今年調役。然應輸其二神郡。赤引絲參拾五斤。於來年。當折其代。己酉。詔筑紫大宰率河內王等曰。宜遣沙門於大隅。與阿多。可傳佛教。復上送大唐大使郭務悰。爲御近江大津宮天皇所造阿彌陀像。六月甲子朔壬申。勅二郡國長吏。各壽名山岳瀆。甲戌。遣大夫謁者。詣四畿內。請雨。甲申。賜直丁八人官位。美其造大內陵時。勤而不懈。癸巳。天皇觀藤原宮地。秋七月甲午朔乙未。大赦天下。但十惡盜賊。不在赦例。是日。賜相模國司布勢朝臣色布智等。御浦郡少領。與護赤鳥者。鹿島臣櫻樟。位及祿。復御浦郡三年調役。庚子。宴公卿。壬寅。幸吉野宮。甲辰。遣使者。祀廣瀨與龍田。辛酉。車駕還宮。是夜。熒惑與歲星。於一步內。乍光乍沒。相近相避四遍。八月癸亥朔乙丑。赦罪。己卯。幸飛鳥皇女田莊。即日還宮。九月癸巳朔辛丑。遣班田大夫等於四畿內。丙午。神祇官奏上神寶書四卷。鑰九箇。木印一箇。癸丑。伊勢國司獻嘉禾一本。越前國司獻白蛾。戊午詔曰。獲白蛾於角鹿郡浦上之濱。故增封符飯神。二十戶。通前。冬十月壬戌朔壬申。授山田史御形務廣肆。前爲沙門學問新羅。癸酉。幸吉野宮。庚辰。車駕還宮。弘恪。水田人四町。甲申。遣大夫等。奉新羅調於五社。伊勢。住吉。紀伊。大倭。菟名足。

**正訓** 六年（壬辰年）の春正月、丁卯の朔の庚午の日（四）皇子高市に封を増すこと二千戸。前に通はせて五千戸、癸酉の日（七）公卿等に饗たまふ。仍りて衣裳を賜へり。戊寅の日（十二）天皇、新益の京路を觀そなはす。壬午の日（十六）公卿より以下、初位より以上に至るまでに饗たまふ。癸巳の日（廿七）天皇、高宮に幸す。甲午の日（廿八）天皇、高宮より至り給ふ。一月丁酉の朔の丁未の日（十九）（十二）諸官に詔して曰はく「當に三月の三日を以て伊勢に幸さむとす。宜しく此の意を知りて、諸の衣物を備ふ宜し」と。是日、陰陽博士・沙門・法藏道基に、銀人ごとに二十兩を賜ふ。乙卯の日（十九）刑部省に詔して、輕繫を赦し給ふ。是日、中納言・直大貳の位・三輪朝臣高市麻呂、表を上りて敢て直言して、天皇の伊勢の國に幸さむと欲して、農時を妨げ給ふことを諫め争ふ。

辛未の日（六）天皇、諫に從ひ給はずして、遂に伊勢に幸す。壬午の日（十七）所過す神郡及び伊賀、伊勢、志摩の國造等に冠位を賜ひ、并に今年の調役を免し、奉た供奉騎士、諸司の荷丁（にない）、行宮を造れる丁の今年の調役を免し、大に天下に赦し給ふ。但し盜賊は赦例に在らず。甲申の日（十九）所過す志摩の百姓の男・女の年八十より以上に、稻人ごとに五十束を賜ふ。乙酉の

日（廿）車駕宮に還らせ給ふ。每所到行に、輒ち郡・縣の吏・民を會へて、務に勞へ、賜物ひ樂・作させ給ふ。甲午の日（廿九）詔して近江、美濃、尾張、參河、遠江等の國より、供奉れる騎士の戸、及び諸國の荷丁（にない）、行宮を造れる丁の、今年の調役を免し給ひ、詔して天下の百姓の困乏して窮れる者に、稻男に三束、女に二束を賜は令む。

夏四月丙申の朔の丁酉の日（二）大伴宿禰友國に直大貳の位を贈ひ、并せて賄物を賜ふ。庚子の日（五）四の畿内の百姓の荷丁（にない）と爲れる者の、今年の調役を除き給ふ。甲寅の日（十九）使者を遣して廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。丙辰の日（廿一）位有る親王より以下、進廣肆の位に至るまでに、難波の大藏の鍼を賜ふこと各差あり。庚申の日（廿五）詔して曰はく『凡そ繫囚、見徒、一に皆原し散（あら）』。五月、乙丑の朔の庚午の日（六）阿胡の行宮に御しまし、時に、贊進れる・紀伊國の牟婁郡の人・阿古志海部河瀬麻呂等・兄弟三戸に、十年の調役・雜徭を復し、復た挾抄・八人に、今年の調役を免し給ふ。辛未の日（七）相模國司赤き鳥の雛二隻を獻りて言さく『御浦郡に獲たり』と。丙子の日（十二）吉野宮に幸す。庚辰の日（十六）車駕宮に還らせ給ふ。辛巳の日（十七）大夫の謁者を遣して、名ある山・岳・瀆に祠（つらみ）して請雨す。甲申の日（廿）文忌寸智德に直大壹の位を贈ひ、并せて賄物を賜ふ。丁亥の日（廿三）淨廣肆の位・難波王等を遣して、藤原の宮地を鎮祭らしむ。庚寅の日（廿六）使者を遣して、幣を四所、伊勢・大倭・住吉・紀伊の大神に

奉らしめ、告すに新しき宮のことを以てす。

閏の五月、乙未の朔の丁酉の日(三)、大水あり、使を遣はして郡國を循行りて稟貸し、災害ありて自存ふこと能はぬ者には、山・林・池・澤に漁し探ることを得せ令め、詔して京師および四の畿内に令ちて金光明經を講説しむ。戊戌の日(四)、沙門觀成に縕十五匹、綿三十屯、布五十端を賜ひて、其の所造る鉛粉を美め給ふ。丁未の日(十三)、伊勢大神、天皇に奏して曰はく『伊勢國の今年の調役を免し給へ。然れども其の二の神郡より輸す應き赤引絲・參拾あまり五斤をば、來年より當に其代に折ぐ當し』と。己酉の日(十五)、筑紫大宰率・河内王等に詔して曰はく『宜しく沙門をば大隅と阿多とに遣して、佛教を傳ふべし。復、大唐の大天使・郭務悰が、近江の大津宮に御(や)し、天皇(天)の爲に所造る阿彌陀の像を送り上れ』。

六月、甲子の朔の壬申の日(九)、郡國の長吏に勅して、各名ある山・岳・瀆に禱らしむ。甲戌の日(十一)、大夫の謁者を遣して、四の畿内に詣りて請雨せしむ。甲申の日(廿一)、直丁・八人に官位を賜ひて、其の大内陵を造りし時に、勤しみて懈らざりしことを美め給ふ。癸巳の日(廿)、天皇、藤原の宮地を觀す。

秋七月、甲午の朔の乙未の日(二)、天下に大赦し給ふ。但し十惡、盜賊は赦例に在らず。是日、相模國司・布勢朝臣色布智等、御浦郡の少領(姓名を闕せり)と、赤烏を獲たる者・鹿島臣

櫟樟とに、位および祿を賜ひ、御浦郡の三年の調役を復さる。庚子の日(七)、公卿に宴し給ふ。壬寅の日(九)、吉野宮に幸す。甲辰の日(十一)、使者を遣して廣瀬と龍田とを祀らしめ給ふ。辛酉の日(廿八)、車駕・宮に還り給ふ。是夜、熐惑(なつめ)と歲星(あか)と、一步の内に、乍は光り、乍は沒れつゝ、相近づき相避ること四遍。

八月、癸亥の朔の乙丑の日(三)、罪を赦し給ふ。己卯の日(十七)、飛鳥皇女の田莊に幸す。即日・冬十月、壬戌の朔の壬申の日(十一)、山田史・御形に、務廣肆の位を授け給ふ。前に沙門と爲りて、新羅に學問へり。癸酉の日(十二)、吉野宮に幸す。庚辰の日(十九)、車駕・宮に還り給ふ。冬十月、辛卯の朔の戊戌の日(八)、新羅より級食・朴憶德・金深薩等を遣して進調。新羅に遣はさむと擬ふる使・直廣肆の位・息長真人・老・務・大貳の位・川内忌寸連等に祿を賜ふこと各差あり。辛丑の日(十一)、新羅の朴憶德に、難波館に齋たまひ祿たまふ。十二月、辛酉の朔の甲戌の日(十四)、音博士・續守言・薩弘恪に、水田を人ごとに四町を賜ふ。甲申の日(廿四)、大夫等を遣して、新羅の調を、

五  
社、伊勢・住吉・紀伊・大倭・菟名足に奉る。

【第四五四講】高宮 大和國南葛城郡・葛城高宮である。中納言 訓は、「中の言奏す官」の義である。  
三輪朝臣高市麻呂 中臣本には大三輪とあり、靈異記には大神に作る。脱其冠位 位を返上し官を辭して以て諫め奉れるので、靈異記に、  
「故中納言從三位大神高市萬呂卿者。大后天皇時忠臣也云々」である。所過神郡 大神宮式に伊勢國度會・多氣・飯野  
(今、飯南郡) の三郡を神郡と云ふとある。但し此時に所過は、度會・多氣の二郡である。車駕還宮 通釋に、「按するに辛未  
(六) より乙酉(廿) に至るまで、纔かに十五日程にして、志摩國をさへ廻りて還らせ給ひしは、いとも速かる御事なるに就きて思ふに、彼の高市麻呂朝臣が、農作の季節なるを以て切に諫め奉りけむ、其の奏言を思ほし召して、斯くは速く還幸なし給へる大御心と見え奉られたり。さらば高市麻呂が諫も、甲斐なしとは申し難きが如し。」と言はれた。四畿内  
大和、山城、河内、攝津である。此後、元正天皇の靈龜二年四月に、河内國の大鳥、和泉、日根の三郡を割いて和泉監を置き、天平寶字元年五月、改めて其れを和泉國とせられ、爾來「五畿内」と稱す。阿胡行宮 倭名抄に、「志摩國・英虞郡  
(今、志摩郡) 」とある。是は三月伊勢行幸の時の行宮である。謡者 舒明紀(三百) に「嚴矛の中取持つ事の如くして奏請  
人」とある如く此方の言を、彼方に傳達する者を云ふ。鎮祭藤原宮地 舊都趾要覽に、「藤原宮趾。大和國高市郡鴨公  
(今、志摩) 」とある。大字高殿、字宮所字大宮字京殿字南京殿字北京殿字大君字宮口。是れ皆皇居敷地の一局部也。」とある。さて八年に此の宮地に遷り給ひ、文武天皇の慶雲元年十一月に、始めて藤原宮を定められた。大倭 大和國山邊郡朝和村・倭大國魂神  
社。紀伊大神 紀伊國海草郡西山東村・伊太祁曾神社。稟貸 稲は廩(米倉) に同じ。本義は廩の禾である。また貸  
し興なり、施なり。漢書に、「開倉庫以稟貸」とあつて、恵み施すを云ふ。舊訓は非である。免伊勢國今年調役 此  
に、吳より「かた」の驚を奉れる事が見える。菟名足 延喜式に、「大和國添上郡宇奈多里坐・高御魂神社。」大和志に、在法  
華寺村。今曰ニ楊梅天神。とある。

七年春正月辛卯朔壬辰。以淨廣壹。授皇子高市。淨廣貳。授皇子長與皇子弓削。是日。詔令天下百姓。服黄色衣。奴皂衣。丁酉。饗公卿大夫等。癸卯。賜京師及畿内。有位年八十以上人。衾一領。純二匹。絲二屯。布四端。乙巳。以正廣參。贈百濟王善光。并賜貢物。丙午。賜京師男女年八十以上。  
及困乏窮者布。各有差。賜船瀬沙門法鏡水田三町。是日。漢人等奏踏歌。二月庚申朔壬戌。新羅遣沙  
金江南。韓奈麻金陽元等。來赴王喪。己巳。詔造京司衣縫王等。收所掘尸。己丑。以流來新羅人  
牟自毛羅等三十七人。付賜憶德等。三月庚寅朔。日有蝕之。甲午。賜大學博士勤廣貳上村主百濟。食  
封三十戶。以優儒道。乙未。幸吉野宮。庚子。賜直大貳葛原朝臣大嶋貢物。壬寅。天皇至自吉野宮。  
乙巳。賜擬遣新羅使直廣肆息長真人老。勤大貳大伴宿禰子君等。及學問僧辨通。神叡等。純綿布。各

有差。又賜<sup>ニ</sup>新羅王賄物。丙午。詔令<sup>下</sup>天下勸<sup>ニ</sup>殖桑綺梨栗蕪菁等草木。以助<sup>中</sup>五穀<sup>上</sup>。夏四月庚申朔丙子。遣<sup>ニ</sup>大夫謁者。詣<sup>ニ</sup>諸社<sup>ニ</sup>祈<sup>レ</sup>雨。又遣<sup>ニ</sup>使者。祀<sup>ニ</sup>廣瀨大忌神。與<sup>ニ</sup>龍田風神。辛巳。詔內藏齊允大伴男人。坐<sup>レ</sup>贓。降<sup>ニ</sup>位二階。解<sup>ニ</sup>見任官。典鑰置始多久。與<sup>ニ</sup>菟野大伴。亦坐<sup>レ</sup>贓。降<sup>ニ</sup>位一階。解<sup>ニ</sup>見任官。監物巨勢邑治。雖<sup>ニ</sup>物不<sup>レ</sup>入<sup>ニ</sup>於己。知情令<sup>レ</sup>盜之故。降<sup>ニ</sup>位二階。解<sup>ニ</sup>見任官。然置始多久。有<sup>レ</sup>勤<sup>ニ</sup>勞於壬申年之役<sup>ニ</sup>之故赦之。但贓者依<sup>レ</sup>律徵納。五月己丑朔。幸<sup>ニ</sup>吉野宮。癸卯。設<sup>ニ</sup>無<sup>レ</sup>遮大會於內裏。六月己未朔。詔<sup>ニ</sup>高麗沙門福嘉。還<sup>レ</sup>俗。壬戌。以<sup>ニ</sup>直廣肆。授<sup>ニ</sup>引田朝臣廣目。守君苅田。巨勢朝臣麻呂。葛原朝臣臣麻呂。巨勢朝臣多益須。丹比真人池守。紀朝臣麻呂七人。秋七月戊子朔甲午。幸<sup>ニ</sup>吉野宮。己亥。遣<sup>ニ</sup>使者。祀<sup>ニ</sup>廣瀨大忌神。與<sup>ニ</sup>龍田風神。辛丑。遣<sup>ニ</sup>大夫謁者。詣<sup>ニ</sup>諸社<sup>ニ</sup>祈<sup>レ</sup>雨。癸卯。遣<sup>ニ</sup>大夫謁者。詣<sup>ニ</sup>諸社<sup>ニ</sup>請<sup>レ</sup>雨。是日。天皇至<sup>レ</sup>自<sup>ニ</sup>吉野。八月戊午朔。幸<sup>ニ</sup>藤原宮地。甲戌。幸<sup>ニ</sup>吉野宮。戊寅。車駕還<sup>レ</sup>宮。九月丁亥朔。日有<sup>レ</sup>蝕之。辛卯。幸<sup>ニ</sup>多武嶺。壬辰。車駕還<sup>レ</sup>宮。丙申。爲<sup>ニ</sup>清御原天皇。設<sup>ニ</sup>無<sup>レ</sup>遮大會於內裏。繫囚悉原遣。壬寅。以<sup>ニ</sup>直廣參。贈<sup>ニ</sup>蚊屋忌寸木間。并賜<sup>ニ</sup>賄物。以袞<sup>ニ</sup>壬申年之役功。冬十月丁巳朔戊午。詔自<sup>ニ</sup>今年始。於親王下至<sup>ニ</sup>進位。觀<sup>ニ</sup>所<sup>レ</sup>儲兵。淨冠至<sup>ニ</sup>直冠。人甲一領。大刀一口。弓一張。矢一具。鞆一枚。鞍馬。勤冠至<sup>ニ</sup>進冠。人大刀一口。弓一張。矢一具。鞆一枚。如<sup>レ</sup>此預備。己卯。始講<sup>ニ</sup>仁王經於百國。四日而畢。十一月丙戌朔庚寅。幸<sup>ニ</sup>吉野宮。壬辰。賜<sup>ニ</sup>耽羅王子佐平等物。各有<sup>レ</sup>差。乙未。車駕還<sup>レ</sup>宮。己亥。遣<sup>ニ</sup>沙門法員。善往。真義等。試飲<sup>ニ</sup>近江國益須郡醴泉。戊申。以<sup>ニ</sup>直大肆。授<sup>ニ</sup>

直廣肆引田朝臣少麻呂。仍賜<sup>ニ</sup>食封五十戶。十二月丙辰朔丙子。遣<sup>ニ</sup>陣法博士等。教<sup>ニ</sup>習諸國。

**正訓** 七年(癸巳年)の春正月、辛卯の朔の壬辰の日(二)、淨廣壹の位を以て皇子高市に授け給ひ、淨貳の位を皇子長と皇子弓削とに授けたまふ。是日、詔して天下の百姓を令て、黃色衣を服せしむ。奴は皂(くろ)の衣。丁酉の日(七)、公卿大夫等に饗<sup>シ</sup>給ふ。癸卯の日(十三)、京師および畿内の位有りて年八十より以上る人に、衾一領、纏二匹、綿二屯、布四端を賜ふ。乙巳の日(十五)、正廣參の位を以て百濟の王・善光に贈<sup>ヒ</sup>、并せて賄物を賜ふ。丙午の日(十六)、京師の男・女の、年八十より以上、及び困乏して窮れる者に布を賜ふこと各差あり。船瀬の沙門・法鏡に水田三町を賜ふ。是日・漢人等、踏歌・奏る。

一月庚申の朔の壬戌の日、新羅より沙食金江南、韓奈麻・金陽元等を遣はして、來て王の喪を赴す。己巳の日(十)、造京司・衣縫王等に詔して、所掘る戸を收む。己丑の日(廿)、流來りし新羅人・卒自毛羅等三十七人を以て、憶德等に付け賜ふ。三月、庚寅の朔の日、日有<sup>レ</sup>蝕之。甲午の日(五)、大學博士・勤廣貳の位・上村主百濟に、食封三十戸を賜ひ、以て儒道を優へ給ふ。乙巳の日(十六)、新羅に遣さむと擬<sup>ヒ</sup>へる使・直廣肆の位・息長真人老・勤大貳の位・大伴宿禰子君等、及び學問僧・辨通・神叡等に絶縁、布を賜ふこと各差あり。又、新羅の王に賄

物を賜ふ。丙午の日(十七)、詔して、天下を令て桑・絞・梨・栗・蕪菁等の草木を殖うることを勧め、以て五穀を助け令む。

夏四月、庚申の朔の丙子の日(十七)、大夫謁者を遣して、諸社に詔して雨を祈らしめ、又使者を遣はして廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。辛巳の日(廿二)、詔して内藏寮の允・大伴男人・贊(つみ)に坐りて、位・二階を降し、見任官を解かる。典鑰(かぎ)置始多久と、菟野大伴と、亦た贊に坐せられ、位一階を降して見任官を解かる。監物・巨勢邑治は、物を己に入れると雖も、情を知りて盜ま令めたり。故れ位・二階を降して見任官を解かる。然れども置始多久は、壬申年役に勤勞あり。之故に赦之。但し贊は律の依に徵納む。

五月、己丑の朔の日、吉野宮に幸す。乙未の日(七)、天皇・吉野宮より至り給ふ。癸卯の日(十五)無遮大會を内裏に設け給ふ。六月、己未の朔の日、高麗の沙門福嘉に詔して俗に還す。壬戌の日(四)、直廣肆の位を以て、引田朝臣廣目・守君苅田・巨勢朝臣麻呂・葛原朝臣臣麻呂・巨勢朝臣多益須・丹比真人池守・紀朝臣麻呂の七人に授け給ふ。

秋七月、戊子の朔の甲午の日、吉野宮に幸す。己亥の日(十二)、使者を遣して、廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。辛丑の日(十四)、大夫謁者を遣して、諸社に詔して祈雨せしむ。癸卯の日(十六)、大夫謁者を遣して、諸社に詔して雨を請はしむ。是日、天皇・吉野より至り給ふ。八月の戊午の朔の冬十月、丁巳の朔の戊午の日(二)、詔し給はく「今年より始めて、親王より下つかた進位に至るまでに、儲くる所の兵を觀はさむ。淨冠より直冠に至るまでは、人ごとに甲一領、大刀一口、弓一张、矢一具、鞍一枚、馬一頭、勤冠より進冠に至るまでは、人ごとに大刀一口、弓一张、矢一具、鞍一枚。如此く預め備へよ」。己卯の日(廿三)、始めて仁王經を百國に講かしむ。四日にして畢れり。十一月、丙戌の朔の庚寅の日(五)、吉野宮に幸す。壬辰の日(七)、耽羅の王子・佐平等に物を賜ふこと各差あり。乙未の日(十)、車駕・宮に還らせ給ふ。己亥の日(十四)、沙門法員・善往・真義等を遣はして、試に近江國の益須郡の醴泉を飲ましめ給ふ。戊申の日(廿三)、直大肆の位を以て、直廣肆の位・引田朝臣少麻呂に授け、并て食封五十戸を賜ふ。十二月、丙子の日(廿一)、陣法博士等を遣て、諸國に教習は遣め給ふ。

【第四五五講】踏歌 儀樂舊記に、「蹴走は、素と漢人の舞踏なり。先づ右足を颶と出して踵を踏立て、一拍子に齊先を

下して踏定め、左足をも右の如くして踏み進む。その足取り還城樂の如し。立舞ふ狀、霞のたばしるに似たり。』とある。此の漢人の舞踏が、後に吾國の朝儀……公事根源に所謂る正月十五日の男踏歌、十六日の女踏歌……となつたのである。釋紀私記には、『今俗云阿良禮走。師說。此歌曲之終。必重稱萬年阿良禮。今改云萬歲樂。是古語之遺也。』とある。本草に、葉は紫蘇の形に似て青く大也。一根より莖多生す。長じたるを刈りて皮を取り、苧とし、布とす云々。』とある。内藏寮職員令に、『掌三金銀・珠玉・寶器・錦綾・氈褥・諸蕃貢獻奇珍之物・年料供進御服・及別勅用物事。』とある。典鑰職員令に、『中務省大監物二人。掌下監司察出納。請進管鑰。』とある。監物閉鎖具の司の義(鍵は閉鎖するもの)なるを以て云ふ。典鑰の役人である。無遮大會(即ち本年也)九月。御齋會之夜。夢裡習賜御歌一首。』とあるのは此時の事である。醴泉倭名鈔・飲食部に、『醴和名古佐介。』白虎通に、『醴泉者。狀如醴酒。可ニ以養老。』漢書師古注に、『醴泉瑞水。味甘如醴。』とあり。また續日本紀、元正紀・靈龜三年九月の條に、『天皇到美濃國。覽當着郡多度山美泉云々。自醴手面。皮膚如滑。亦洗痛處。無レ不除愈。在朕之躬。甚有其驗云々。寔惟美泉。即合大瑞。朕雖唐虛。何遠天覲。可レ太廟赦天下。改靈龜三年。爲養老元年。』とある。即ち美濃の養老泉も所謂る醴泉で、眞の酒では無いのである。茲に或人曰く、『頃者、養老の故事を兒童に教ふるは、酒に溼ることを讀ふるもの也。教材たらしむ可からずと爲す。是れ眞の養老の故事を辨へざる妄言なり。併も是等の言を爲す人、彼の浦島の物語に至りては、兒童に歌はしめて顧る所なし。水江の浦島子、其の釣り獲たる龜の美女に化れるに感りて、以て婦と爲し、相逐ひて海宮に游べりし事(雄略紀)、是れ其の眞の傳説なることを知らざる也。』

と云へるのは然ることである。

八年春正月乙酉朔丙戌。以正廣肆。授直大壹布勢朝臣御主人。與大伴宿禰御行。增封人二百戶。逋前五百戶。並爲氏上。辛卯。饗公卿等。己亥。進御薪。庚子。饗百官人等。辛丑。漢人奏踏歌。五位以上射。壬寅。六位以下射。四日而畢。癸卯。唐人奏踏歌。乙巳。幸藤原宮。即日還宮。丁未。以務廣肆等位。授大唐七人。與肅慎二人。戊申。幸吉野宮。三月甲申朔。日有蝕之。乙酉。以直廣肆大宅朝臣麻呂。勤大貳臺忌寸八嶋。黃書連本實等。拜鑄錢司。甲午詔曰。凡以無位人任郡司者。以進廣貳。授大領。以進大參。授小領。己亥詔曰。粵以七年歲次癸巳。醴泉涌於近江國益須郡都賀山。諸疾病停宿益須寺。而療差者衆。故入水田四町。布六十端。原除益須郡今年調役雜徭。國司頭至目。進位一階。賜其初驗醴泉者。葛野羽衝。百濟士羅々女。人繩二匹。布十端。鍼十口。乙巳。奉幣於諸社。丙午。賜神祇官頭至祝部等。一百六十四人。繩布各有差。夏四月甲寅朔戊午。以淨大肆。賜筑紫大宰率河內王。并賜三聘物。庚申。幸吉野宮。丙寅。遣使者。祀廣瀬大忌神。與龍田風神。丁卯。天皇至自吉野宮。庚午。賜律師道光聘物。五月癸未朔戊子。饗公卿大夫於內裏。癸巳。以金光明經一百部。送置諸國。必取每年正月上玄讀之。其布施。以當國官物充之。六月癸丑朔庚申。河內國更荒郡。獻白山雞。仍賜更荒郡大領小領位人一級。并賜物。以進廣貳。賜獲者刑部造韓國。并賜物。秋七月癸未朔丙戌。遣巡察使於諸國。丁酉。遣使者。祀廣瀬大忌神。與龍田風神。八月壬子朔持統天皇。(八年)

戊辰、爲三皇女飛鳥。度ニ沙門一百四口。九月壬午朔。日有蝕之。乙酉。幸吉野宮。癸卯。以淨廣肆三野王。拜筑紫大宰率。冬十月辛亥朔庚午。以進大肆。賜獲ニ白蝙蝠者。飛驒國荒城郡弟國部弟日上。并賜純四匹。綿四屯。布十端。其戶課役。限身悉免。十一月辛巳朔丙午。赦殊死以下。十二月庚戌朔乙卯。遷居藤原宮。戊午。百官拜朝。己未。賜親王以下。至郡司等。純縣布。各有差。辛酉。宴公卿大夫。

**正訓** 八年(甲午年)の春正月、乙酉の朔の丙戌の日(二)、正廣肆の位を以て、直大壹の位・布勢朝臣御主人と、大伴宿禰・御行とに授け給ひ、封を増し給ふこと人ごとに二百戸、前に通はせて五百戸、並に氏上と爲たまふ。辛卯の日(七)、公卿等に饗たまふ。己亥の日(十五)、御薪を進る。庚子の日(十六)、己亥より以下・射す。四日にして畢れり。癸卯の日(十九)、唐人奏ニ踏歌。乙巳の日(廿一)、藤原宮に幸して即日宮に還り給ふ。丁未の日(廿三)、務廣肆等の位を以て、大唐七人と肅慎。二人とに授け給ふ。戊申の日(廿四)、吉野宮に幸す。

三月の甲申の朔の日(一)、日蝕ること有り。乙酉の日(三)、直廣肆の位・大宅朝臣麻呂・勤大貳の位・臺忌寸八島・黃書連・本實等をば鑄錢司(ヒツカシ)に拜す。甲午の日(十二)、詔して曰はく「凡そ無位人を以て郡司に任くるには、進廣貳の位を以て大領に授け、進大參の位を以て小領に授け

む」。己亥の日(十六)、詔して曰はく「粵に七年・歲次・癸巳の年を以て、醴泉近江國の益須の郡の都賀山に涌けり。諸の疾病ども益須寺に停宿りて、療差者・衆し。故れ水田四町、布六十端を入れ、益須郡の今年の調役・雜の徭を原し除め、國司頭より目に至るまでに、位一階を進め、其の初て醴泉を驗めし者・葛野羽衝・百濟土羅々女に、人ごとに純・二匹、布十端、鍼十口を賜ふ。乙巳の日(廿二)、幣を諸社に奉る。丙午の日(廿三)、神祇官の頭より祝部等に至るまで、一百六十四人に、純・布を賜ふこと各差あり。

夏四月、甲寅の朔の庚午の日(五)、淨大肆の位を以て、筑紫大宰率・河内王に贈ひ、并せて賄物を賜ふ。庚申の日(七)、吉野宮に幸す。丙寅の日(十三)、使者を遣して、廣瀬大忌神と、龍田風神とを祀らしむ。丁卯の日(十四)、天皇・吉野宮より至り給ふ。庚午の日(十七)、律師・道光に賄物を賜ふ。五月、癸未の朔の戊子の日(六)、公卿大夫に内裏に饗たまふ。癸巳の日(十一)、金光明經・一百部を以て、諸國に送置きて、必ず年毎の五月の上玄に取りて之を讀め、其の布施は、當國の官物を以て充之とのたまふ。

六月、癸丑の朔の庚申の日(八)、河内國の更荒郡より白山鶴を獻る。仍て更荒郡の大領・小領に、位をば人ごとに一級を賜ひ、并せて進廣貳の位を以て、獲へたる者・刑部造韓國に賜ひ、并せて賄ふ。秋七月、癸未の朔の丙戌の日(四)、巡察使を諸國に遣はし給ふ。丁酉の日(十五)、使者

を遣して、廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。八月、壬子の朔の戊辰の日（十七）、皇女飛鳥の爲に沙門一百四口を度せしむ。九月、壬午の朔の日、日蝕ること有り。乙酉の日（四）、吉野宮に幸す。癸卯の日（廿二）、淨・廣肆の位・三野王を以て、筑紫大宰率に拜し給ふ。

冬十月、辛亥の朔の庚午の日（廿），進・大肆の位を以て、白き蝙蝠を獲たる者・飛驒國の荒城郡・弟國部弟日に賜ひ、并せて純四匹・綿四屯・布十端を賜はり。其の戸の課役は、身を限りて悉に免し給ふ。

十一月、辛巳の朔の丙午の日（廿六），殊死より以下を赦し給ふ。十二月、庚戌の朔の乙卯の日（六），藤原宮に遷居す。戊午の日（九），百官朝拜す。己未の日（十），親王より以下・郡司等に至るまでに、純・綿・布を賜ふこと各差あり。辛酉の日（十二），公卿大夫に宴したまふ。

【第四五六講】布勢朝臣御主人・大伴宿禰御行・共に大納言である。唐人奏踏歌・通證に、「今按。前言漢人。指漢時人也。此爲ニ應神前後化來。此言ニ唐人。指ニ唐時人也。此爲ニ推古以後化來。」とある。丁卯・天皇至自吉野宮・流布本に、丁卯を丁亥に誤る(是月、丁亥)。今、集解本に據る。(伴信友氏が、「按丁亥癸亥誤。當三十日。吉野之幸。例四日而歸。」と云へるのは、荒唐無稽の言である。)金光明經・最勝王經に同じ。上玄・玄は弦の省文である。和名抄に「弦和名・由美八利。弦月若レ張ニ弓弦也。毎月初八日、爲ニ上玄。」とある。皇女飛鳥・持統天皇の御妹である。蝙蝠・皮張りの轉。其翼の皮を張れる如くなるを以て名とす。遷居藤原宮・四年紀に、「高市皇子。觀ニ藤原宮地。」とあり、六年に宮地の鎮祭を行はれ、今年遷居し給へるのである。尙ほ第四五四講を参照すべきである。

九年春正月庚辰朔甲申、以ニ淨廣貳・授ニ皇子舍人・丙戌、饗ニ公卿大夫於内裏。甲午、進御薪。乙未、饗百官人等。丙申射。四日而畢。閏二月己卯朔丙戌。幸ニ吉野宮。癸巳、車駕還宮。三月戊申朔己酉。新羅遣ニ王子金良琳・補命薩食朴強國等。及韓奈麻金周漢。金忠仙等。奏請國政。且進調獻レ物。己未。幸ニ吉野宮。壬戌。天皇至自ニ吉野。庚午。遣ニ務廣貳文忌寸博勢。進廣參下譯語諸田等於多禰。求ニ蠻所居。夏四月戊寅朔丙戌。遣使者。祀ニ廣瀬大忌神。與ニ龍田風神。甲午。以ニ直廣參。贈ニ賀茂朝臣蝦夷。并賜ニ賄物。(本位。勤)以ニ直大肆。贈ニ文忌寸赤麻呂。并賜ニ賄物。(本位。大)五月丁未朔己未。饗ニ大隅隼人。丁卯。觀ニ隼人相撲於西櫻下。六月丁丑朔己卯。遣ニ大夫謁者。詣ニ京師及四畿内諸社。請雨。壬辰。賞ニ吉野宮。丙戌。至自ニ吉野。賜ニ淨大肆泊瀬王賄物。

十年春正月甲辰朔庚戌。饗ニ公卿大夫。甲寅。以ニ直大肆。授ニ百羅王南典。戊午。進御薪。己未。饗ニ公卿百寮人等。辛酉。公卿百寮。射ニ於南門。三月癸酉朔乙亥。幸ニ吉野宮。乙酉。至自ニ吉野。三月癸卯朔乙巳。幸ニ櫻宮。甲寅。賜ニ越度島蝦夷。伊奈理武志。與ニ肅慎志良宇叡草。錦袍袴。緋紺繩。斧等。夏

四月壬申朔辛巳。遣ニ使者。祀三廣瀬大忌神。與ニ龍田風神。戊戌。以ニ追大貳。授三伊豫國風速郡物部藥。與ニ肥後國皮石郡壬諸石。并賜二人絶四匹。絲十綱。布二十端。鍼二十口。稻一千束。水田四町。復ニ戸調役。以慰ニ久苦ニ唐地。己亥。幸ニ吉野宮。五月壬寅朔甲辰。詔ニ大錦上秦造綱手。賜レ姓爲ニ忌寸。乙巳。至レ自ニ吉野。己酉。以ニ直廣肆。授ニ尾張宿禰大隅。并賜ニ水田四十町。甲寅。以ニ直廣肆。贈ニ大泊連百枝。并賜ニ賄物。六月辛未朔戊子。幸ニ吉野宮。丙申。至レ自ニ吉野。秋七月辛丑朔。日有レ蝕之。壬寅。赦ニ罪人。戊申。遣ニ使者。祀三廣瀬大忌神。與ニ龍田風神。庚戌。後皇子尊薨。八月庚午朔甲午。以ニ直廣壹。授ニ多臣品治。并賜レ物。褒下美元從之功。與中堅守レ關事。九月庚子朔甲寅。以ニ直大壹。贈ニ若櫻部朝臣五百瀬。并賜ニ賄物。以顯ニ元從之功。冬十月己巳朔乙酉。賜ニ右大臣丹比真人與杖。以哀ニ致事。庚寅。假ニ賜正廣參位右大臣丹比真人。資人一百二十人。正廣肆大納言阿倍朝臣御主人。大伴宿禰御行。並八十人。直廣壹石上朝臣麻呂。直廣貳藤原朝臣不比等。並五十人。十一月己亥戊申。賜ニ大官大寺沙門弁通。食封三十戸。十二月己巳朔。勅旨講ニ讀金光明經。每年十二月晦日。度ニ淨行者一十人。

**正訓** 九年(二三五五)の春正月、庚辰の朔の甲申の日(五)、淨廣貳の位を以て、皇子舍人に授け給ふ。丙戌の日(七)、公卿大夫に内裏に饗し給ふ。甲午の日(十五)、御薪進る。乙未の日(十六)、百官の人等に饗たまふ。丙申の日(十七)、射す。四日にして畢れり。閏一月己卯の朔の丙戌の日(八)、吉野宮に幸す。癸巳の日(十五)、車駕宮に還らせ給ふ。三月、戊申の朔の己酉の日(二)

新羅より王子・金良琳。補命・薩食・朴強國等、及び韓奈麻・金周漢、金忠仙等を遣はして、國政を奏請し、且つ調進り、物獻る。己未の日(十二)、吉野宮に幸す。壬戌の日(十五)、天皇、吉野より至らせ給ふ。庚午の日(廿三)、務廣貳の位・文忌寸博勢、進廣參の位・下譯語諸田等を多禰に遣はして、蟹の所居を求める。

夏四月、戊寅の朔の丙戌の日(九)、使者を遣して、廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。甲午の日(十七)、直廣參の位を以て、賀茂朝臣蝦夷に贈ひ、併せて賄物を賜ふ(本位は勤大壹)。直大肆を以て文忌寸赤麻呂に贈たまひ、并せて賄物を賜ふ(本位は勤大壹)。五月の丁未の朔の己未の日(十三)、大隅隼人に贈たまふ。丁卯の日(廿一)、隼人の相撲(すみひ)を西槐下に觀そなはす。六月、丁丑の朔の己卯の日(三)、大夫謁者を遣して、京師および四畿内の諸社に詣でて請雨せしむ。壬辰の日(十六)、諸臣の年八十より以上、および痼疾に賞賜ふこと各差あり。甲午の日(十八)、吉野宮に幸す。壬寅の日(廿六)、吉野より至り給ふ。戊申の日(四)、行獄徒繫を原放し給ふ。庚戌の日(六)、小野朝臣毛野等、新羅に發向す。十月

乙亥の朔の乙酉の日(十一)、菟田吉隱に幸す。丙戌の日(十二)、吉隱より至らせ給ふ。十一月甲戌の朔の戊寅の日(五)、吉野宮に幸す。丙戌の日(十三)、吉野より至らせ給ふ。淨大肆の使泊瀬王に賄物を賜ふ。

十年(丙申年)の春正月、甲辰の朔の庚戌の日(七)、公卿大夫に饗たまふ。甲寅の日(十二)、直大肆の位を以て、百羅の王・南典に授け給ふ。戊午の日(十五)、御薪進る。己未の日(十六)、公卿・百寮の人等に饗たまふ。辛酉の日(十八)、公卿・百寮、南門に射す。一月癸酉の朔の乙亥の日(三)、吉野宮に幸す。乙酉の日(十二)、吉野より至らせ給ふ。三月癸卯の朔の乙巳の日(三)、二櫻宮に幸す。甲寅の日(十二)、越の渡島の蝦夷・伊奈理武志と肅慎の志良宇叡草とに、錦の袍袴・緋紺の絶・斧等を賜ふ。

夏四月壬申の朔の辛巳の日(十)、使者を遣して、廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。戊戌の日(廿七)、追大貳の位を以て、伊豫國の風速郡の物部薬と、肥後國の皮石郡の壬生諸石とに授け給ひ、并せて人ごとに絶四匹、絲十絰、布二十端、鍼二十口、稻一千束、水田四町を賜ひ、戸の調役を復し、以て久しく唐地に苦みし事を慰め給ふ。己亥の日(廿八)、吉野宮に幸す。五月、壬寅の朔の甲辰の日(三)、大錦上・秦造綱手に、姓を贈ひて忌寸と爲たまふ。乙巳の日(四)、吉野より至らせ給ふ。己酉の日(八)、直大肆の位を以て、尾張宿禰大隅に授け給ひ、并びに水田四十町を賜ふ。甲寅の日(廿九)、吉野より至らせ給ふ。

(十三)直廣肆の位を以て、大柏連・百枝に贈ひ、并せて賄物を賜ふ。六月、辛未の朔の戊子の日(十八)、吉野宮に幸す。丙申の日(廿六)、吉野より至らせ給ふ。

秋七月、辛丑の朔の日、日蝕ゆること有り。壬寅の日(二)、罪人を赦し給ふ。戊申の日(八)、使者を遣して、廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。庚戌の日(十)、後皇子尊薨せ給ふ。

八月、庚午の朔の甲午の日(廿五)、直廣壹の位を以て、多臣品治に授け給ひ、并せて物を賜へり。元より從ひ奉りし功と、堅く鬪を守れる事とを褒美てなり。九月、庚子の朔の甲寅の日(十五)、直壹の位を以て、若櫻部朝臣五百瀬に贈ひ、并せて賄物を賜ひ、以て元より從ひ奉りし功を顯し給ふ。冬十月、己巳の朔の乙酉の日(十七)、右大臣丹比真人に、賚人一百あまり二十人、正廣肆の位・大納言・阿倍朝臣御主人・大伴宿禰御行には、並びに八十人、直廣壹の位・石上朝臣麻呂、直廣貳の位・藤原朝臣不比等には、並びに五十人を假し賜はれり。十一月、己亥の朔の戊申の日(十)、大官大寺の沙門・辨通に、食封三十戸を賜ふ。十二月、己巳の日の朔、勅旨して金光明經を讀講かしめ、毎年の十二月の晦日に、淨行者十人を度しめ給ふ。

【第四五七講】九年 皇年代略記に、是の九年を大化元年と記し、「大化元年(乙未)。去三月癸巳。近江國都賀山・醴泉出爲瑞歟。」とある。然る事もあつたので有らうが、孝德天皇の大化と紛れるので、後に廢されたのであらう。西機下天

武紀に、飛鳥寺の西櫻下とある（持統紀二年十）。大隅隼人 流布本に、隼人大隅に誤る。今、校本に據る。小野朝臣毛野 小野妹子の孫。小野毛人の子である。菟田吉隱 大和國磯城郡の吉隱の郷である。此地、古へは宇陀郡に屬してゐたのである。皮石郡 和名抄に、「肥後國・合志郡（加波志）」とある。今は菊池郡に屬す。後皇子尊 私記に「高市皇子也」とある。後とは、先に薨じ給ひし草壁皇子（三年三）に對し申せるのである。輿杖 輿に乗りて宮門を出入する事、並びに宮中に於て杖を衝く事を聽し給へるのである。致事 致事は、禮内則。七十致事。事與仕通とある。訓は、「老いて退る事」の義で、仕を退くべき老齢になれるを云ふ。

十一年春正月戊戌朔甲辰。饗ニ公卿大夫等一戊申。賜天下鰥寡孤獨篤癃。貧不能自存者稻。各有レ差。癸丑。饗ニ公卿百寮。二月丁卯朔甲午。以ニ直廣壹當麻真人國見。爲ニ東宮大傅。直廣參路真人跡見。爲ニ春宮大夫。直大肆巨勢朝臣栗持爲亮。三月丁酉朔甲辰。設ニ無遮大會於春宮。夏四月丙寅朔己巳。授ニ滿選者。淨位至ニ直位。各有レ差。壬申。幸ニ吉野宮。己卯。遣ニ使者。祀ニ廣瀬與ニ龍田。是日。至ニ吉野。五月丙申朔癸卯。遣ニ大夫謁者。諸社請雨。秋七月乙未朔辛丑。夜半常赦鑄盜賊一百九人。仍賜ニ布人四常。但外國者。稻人二十束。丙午。遣ニ使者。祀ニ廣瀬與ニ龍田。癸亥。公卿百寮。設開佛眼會於藥師寺。八月乙丑朔。天皇定策禁中。禪ニ天皇位於皇太子。

**正訓**

十一年（一二五七）の春正月、戊戌の朔の甲辰の日（七）、公卿大夫等に饗たまふ。戊申の日（十一）、天下の鰥・寡・孤・獨・篤癃、貧しくて自存こと能はざる者に稻を賜ふこと各差あり。癸丑の日（十六）、公卿・百寮に饗たまふ。二月丁卯の日（廿八）、直廣壹の位當麻真人國見を以て、東宮大傅と爲し、直廣參の位・路真人跡見を以て、春宮大夫と爲し、直大肆の位・巨勢朝臣栗持を以て亮と爲たまふ。

三月丁酉の朔の甲辰（八）、無遮大會を春宮に設け給ふ。夏四月丙寅の朔の己巳

（四）満選者に、淨位より直位に至るまでに授け給ふこと各差あり。壬申の日（七）、吉野宮に幸す。己卯（十四）、使者を遣して、廣瀬と龍田とを祀らしむ。是日、吉野より至らせ給ふ。五月丙申の日（十六）、五位より以下を遣はして、京の寺を掃灑めしむ。甲申の日（十九）、幣を神祇に班ち遣し給ふ。辛卯（廿六）、公卿・百寮、始めて天皇の病の爲に、所願る佛像を造りまつる。癸巳（廿八）、大夫の謁者を遣はして、諸社に詣でて請雨せしむ。

秋七月乙未の朔の辛丑の日（七）、夜半に、盜賊を鋏く一百あまり九人を當赦す。仍りて布を賜ふこと人ごとに四常。但し外國の者には、稻人ごとに二十束。丙午の日（十二）、使者を遣して、廣瀬と龍

田とを祀らしめ給ふ。癸亥(廿九日)、公卿・百寮・佛眼を開しまつる會を、藥師寺に設く。八月、乙丑の朔、天皇策を禁中に定めまして、皇太子に禪天皇位たまふ。

【第四五八講】十一年 種紀私記に『文武天皇・少名珂瑞皇子。天武天皇・皇太子・草壁皇子尊之子也。持統天皇十一年。春二月丁卯朔壬午(廿六日)立爲皇太子。』とある。東宮大傳 東宮職員令に『傳一人。掌以道德輔導東宮。』とある。春宮大夫 東宮職員令に『春宮坊・大夫一人。掌吐納啓令。宮人名帳・考叙宿直事。』とあり、職原抄に『東宮・春官は是れ一也。然れども傳・學士は此を東宮官と爲す。大夫以下は坊官と爲す。古來如斯。』とある。是れ東宮と春宮との差別である。癸巳 流布本に、巳を卯に誤る。今、校本に據て正した。常赦鑑盜賊一百九人（常の字にヒタと傍訓せるは、常陸など云。）とあつて、字も訓めず譯も解らないので、古來の學者は、恰も蜂の巣を突撃いた如く、喧々囂々と論じてゐるが、要するに一も首肯に値するもの無く、昭和の今日に至るまで、未だ正釋を見ないのである。是と云ふも彼の流布本は、常赦を赦常と顛倒してゐる事（江家古本には、正しく常赦とあり）と、今一つは、鑑の字を、鑄に誤れる事（是は無理ならぬ誤寫なること、下に説く。）とを、誰人も検討せざりしが故である。元來、鑄など云ふ字は、世の中に無い字であるから、誤寫なる事は論を俟たない。今按するに、鑄字の旁の『屬』の字は、草字彙に據ると『属』と崩なので、轉寫の際に、是を『要』の字の草書の『ゑ』と誤り、金偏に屬の字を書くべきを、要と書いて了つたのである。さて鑄は除と同じ。漢書に『鑄レ禍』など用ひて、鉏除る事に云ふ。即ち此文は、「盜賊を鑄く一百あまり九人を常赦す。」と讀むのが正しいのである。なほ常赦の事は第四五二講に註した。開佛眼會 新造の佛像を開眼す

る法會である。藥師寺 第四四二講に出づ。禪天皇位於皇太子（ひづけのへに） 皇太子は、即ち此講の始に註した文武天皇である。さて持統天皇は此時讓位し給ひて後六年、御年五十八歳にして崩れました。即ち續日本紀に『大寶二年十二月癸巳朔。乙巳（十三日）太上天皇不豫。甲寅（二十四日）崩。三年冬十二月癸酉。謚曰（おほやまとねこあまのひづけのへに）大倭根子天之廣野日女尊。是日。火葬於飛鳥岡。王午。合葬於大内山陵。』（大内陵は、四百五十講に出づ）とある。

## 日本書紀新講 下卷終

後蓬室集の中より

飯田季治

花下言志  
風前落花  
浮草花  
夕立風  
ゆふだちは石山寺をかぎりにて風のみ渡る瀬田の長橋  
初秋落葉  
風の音は聞別かれども秋來わと分明に見えて散る一葉かな  
おほ空に描ける墨繪のここちして霧に滲める遠の松山  
紅葉殘榆  
露中山  
淡雪  
山家曉  
松上鶴  
あふぎ見て人みな鳴をしづめり高嶺の松の鶴のひとこと

花かげに隙行く駒を繋ぎ置きて永久に眺めむ幻術もがな  
をしと思ふ境は越えて一あらし見る目もあやに散る櫻かな  
さそふ水潤れし野川の石のうへに咲けるもあはれ浮草の花  
ゆふだちは石山寺をかぎりにて風のみ渡る瀬田の長橋  
風の音は聞別かれども秋來わと分明に見えて散る一葉かな  
おほ空に描ける墨繪のここちして霧に滲める遠の松山  
紅葉殘榆  
露中山  
淡雪  
山家曉  
松上鶴  
あふぎ見て人みな鳴をしづめり高嶺の松の鶴のひとこと

不許復製



昭和十三年五月一日 印刷  
昭和十三年五月五日 発行

日本書紀新譜 下卷 定價金三圓九十錢也

著者　　田中季平  
発行者　　鹽見眞平  
東京市豊島區巣鴨五丁目千八十二番地  
印刷者　　矢島勇三郎  
東京市豊島區巣鴨五丁目千八十二番地  
印刷所　　矢島印刷所

發行所

中里町三三六番地

出版

明

一  
話  
胸  
凸  
文

振替東京九二六九番

卷一百一十七



終

